

アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のための
ガイドライン

平成 25 年 4 月

経済産業省

目次

I. 下請代金法の趣旨と本ガイドラインの目的・活用方法	1
1. 下請代金法について	1
2. 本ガイドラインの目的	1
3. 本ガイドラインの活用方法	2
II. アニメーション制作業界の構造と取引	3
1. 業界構造	3
2. アニメーション制作業界の取引特性と取引実態における問題点	6
III. 下請代金法の概要	9
1. 下請代金法の適用範囲	9
1) 資本金要件	9
2) アニメーションの制作に係る外注の場合	9
2. アニメーション制作業務における親事業者、下請事業者の適用範囲	10
1) 取引内容の確認	10
1) - 1 情報成果物作成委託	10
1) - 2 役務提供委託	12
3. アニメーション制作業務と下請代金法の適用範囲	13
1) 情報成果物作成委託に該当するアニメーション制作工程中の業務	13
2) 情報成果物作成委託に該当する業務と該当しない業務の区分け	15
4. 下請代金法による親事業者の遵守義務と禁止行為	17
5. 下請代金法に違反するとどうなるのか（勧告、罰則等）	19
1) 改善指導及び勧告等	19
2) 罰則	19
6. 下請代金法が適用されない取引で下請代金法と同様の規制はないのか	20
1) 独占禁止法の優越的地位の濫用	20
2) 取引上の優越的地位とはどのようなものか	20
3) 優越的地位の濫用行為	20
4) 優越的地位の濫用に該当する場合どのような措置を受けるのか？	22
7. 下請代金法の勧告に従う限り独占禁止法違反（優越的地位の濫用）とされることはないのか	23
8. 下請代金法の適用の判断にあたっての留意点	24
1) 下請代金法の適用は、取引相手、取引ごとに判断	24
2) 子会社等被支配会社が間に介在する取引と下請代金法の適用	24

3) 親子会社間の取引	25
4) 海外の事業者との取引	25
9. 下請代金法についてのQ & A	26
IV. アニメーション制作業界下請取引ガイドライン	28
本ガイドラインの構成と内容	28
A. 見積・発注段階	29
1. 取引条件の協議段階の留意事項	29
1) 取引条件は見積書をもとに十分協議すること	29
2) 価格の決定方法	29
3) 買ったたきの禁止	30
取引条件の協議段階で問題となるおそれのある取引事例と留意点	32
2. 発注段階の留意事項	31
1) 発注書面の交付義務（下請代金法第3条）	32
2) 書類の作成・保存義務（下請代金法第5条）	37
3. 発注段階で問題となるおそれのある取引事例と留意点	38
B. 発注変更段階	42
1. 発注変更段階での留意事項	42
1) 発注内容の変更	42
2) 下請事業者に対する発注の取消し・不利益な発注変更	43
3) 買ったたきの禁止	43
2. 発注内容の変更時に問題となるおそれのある取引事例と留意点	43
C. 受領段階	46
1. 受領段階での留意事項	46
1) 受領拒否の禁止	46
2) 返品 of 禁止	46
3) 不当な給付内容の変更及びやり直しの禁止	47
2. 受領段階で問題となるおそれのある取引事例と留意点	49
D. 支払段階	51
1. 支払段階の留意事項	51
1) 下請代金の支払方法	51
2) 支払方法の変更と下請代金の額	51

3) 支払遅延の禁止と遅延利息の支払義務	51
4) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止	52
5) 下請代金の減額の禁止	52
2. 支払段階で問題となるおそれのある取引事例と留意点	53
E. 下請事業者に対する要請	55
1. 下請事業者に対して要請を行う際の留意事項	55
1) 購入・利用強制の禁止	55
2) 不当な経済上の利益の提供要請	55
2. 下請事業者への要請について問題となるおそれのある取引事例と留意点	56
F. その他	58
1. 申告等を理由とする下請事業者に対する不利益措置の禁止	58
2. 営業秘密の取扱い	58
G. ベストプラクティス（取引改善）事例	59
V. 立入検査・勧告・罰則等	60
1. 書面調査、立入検査の実施	60
2. 勧告、公表	60
3. 罰金	60
公正取引委員会が行った主な指導事例	61
下請法事件処理フローチャート	63
VI. 参考資料	64
1. 下請代金法についての問い合わせ窓口	64
2. 「下請かけこみ寺」について	66

I. 下請代金法の趣旨と本ガイドラインの目的・活用方法

1. 下請代金法について

下請代金支払遅延等防止法（以下、「下請代金法」という。）は、適用対象を明確にし、下請事業者に対する親事業者の濫用行為を迅速かつ効果的に取り締まるために制定された法律です。

下請代金法では、親事業者に対して、**下請代金の減額等の11項目を禁止**するとともに、**書面交付義務等4つの義務**を課しています。

親事業者が下請代金法に違反した場合には、中小企業庁や公正取引委員会から行政指導を受けることとなります。また、公正取引委員会から勧告を受けた場合には、原則として企業名、違反事実が公表されます。企業の法令遵守が強く叫ばれる中、下請代金法違反を行った企業は、その企業価値を大きく損ねることに繋がりがねません。

また、下請取引の適正化を図ることにより、ビジネスパートナーである下請事業者との良好な関係が構築され、競争力の向上にも繋がるものと考えられます。

アニメーション制作業界においても、親事業者と下請事業者との適正な取引関係を構築することが、業界発展のために欠かせないことです。

2. 本ガイドラインの目的

我が国のアニメは、国内のみならず、海外からも高く評価され、様々な映画祭で多くの賞を受賞しております。このような日本のアニメに対する海外からの高い評価は、「日本ブランド」として日本のイメージ向上にも大きく貢献しています。

しかし、韓国、中国などのアジア各国のアニメ産業の興隆、制作工程の一部の海外への外注やアニメーター育成過程の空洞化など、業界全体の将来像としては、必ずしも楽観視出来る状況にはありません。

他方、アニメーション制作については、製作委員会等の発注者から元請制作会社へアニメーション作品の制作が委託され、元請制作会社から一次下請制作会社へアニメーション作品を構成する原画や音声データなどの情報成果物の制作が委託され、さらには、一次下請制作会社から二次下請制作会社への委託も存在するなど、多層構造となっており、下請代金法の遵守はもとより下請取引全般における適正化が求められるところでもあります。

しかしながら、発注に際しての取引条件の協議、発注書面の交付など改善すべき点も多く見受けられるとの指摘もあがっています。

こうした状況を踏まえれば、アニメーション制作業界内の取引の透明化を図り、市場における価格や品質等に基づく健全な競争を促すこと、下請代金法の遵守に関するアニメーション制作業界の取引実態を踏まえた具体的な手引きを示すことにより、法令違

反・社会的信用失墜行為を未然に防止すること並びに親事業者及び下請事業者の双方にとって利益のある関係の構築を促すこと等が必要と考えられます。

本ガイドラインを活用することで、業界全体が法令を遵守し、適正な取引関係が構築されることを期待します。

3. 本ガイドラインの活用方法

本ガイドラインは、法律になじみのない方にも理解して頂けるように記述しています。以下をご参考にガイドラインをご活用下さい。

「下請代金法」になじみのない方、そもそもの内容を理解されたい方

まずは「Ⅲ.下請代金法の概要」をご覧頂ければ、どんな法律なのか、どのような時に適用されるのか、が分かります。

自社の取引に「下請代金法」が適用されるかどうか分からない方

「Ⅲ.下請代金法の概要」の「3. アニメーション制作業務と下請代金法の適用範囲」をまずはご覧下さい。

具体的な取引毎に「下請代金法」が適用されるかどうかを判断したい方

「Ⅳ.アニメーション制作業界下請取引ガイドライン」に、具体的な留意事項がまとめられております。「見積・発注」「発注変更」「受領」「支払」「その他」、というように、取引の段階毎にまとめられておりますので、該当するところを参照願います。

アニメーション制作業界特有の取引が「下請代金法」にどう適用されるのかを確認したい方

本ガイドラインは、アニメーション制作業界特有の取引慣行についても、「下請代金法」が具体的にどう適用されるのか、解説しています。

「Ⅲ.下請代金法の概要」の「3.アニメーション制作業務と下請代金法の適用範囲」をご覧下さい。

Ⅱ. アニメーション制作業界の構造と取引

1. 業界構造

1) 「制作工程」の視点で見た業界構造

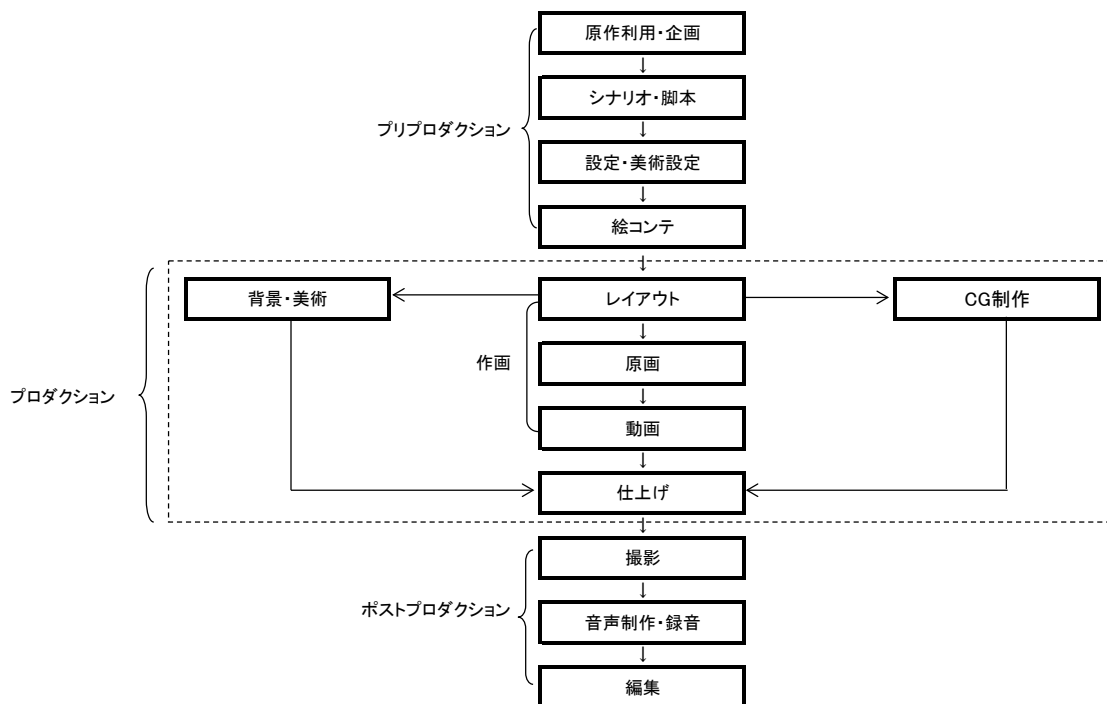
アニメーション制作工程をワークフローに沿って記述すると以下の図のようになります。

ワークフローは、

- ①「プリプロダクション（企画、設定、絵コンテ等の基礎を作ること）」、
- ②「プロダクション（作画、美術、CG、撮影等、具体的にアニメーションを作ること）」、
- ③「ポストプロダクション（編集等によって作品を完成させること）」

の3つに大別されます。（それぞれの工程についての解説は次頁を参照下さい。）

これらの多様な工程に付随して、次頁で示すような多様な職種・業務が存在しており、これがアニメーション業界の特徴の一つとなっています。



■制作工程と関連する業務・職種

工程の名称	工程の定義	関係する 主な業務(職種)名称
企画	作品の企画を行う。	監督、プロデューサー、演出、脚本、制作進行、美術監督、美術
シナリオ・脚本	企画に基づいたシナリオ・脚本の制作を行う。	
設定・美術設定	企画に基づいたキャラクターデザイン、キャラクターの設定をする。また、原作に基づいた美術の設定をする。	
絵コンテ	各場面作りの基礎となる連続した絵付の台本作りを行う。	絵コンテ
レイアウト	絵コンテに基づき、一場面(カット)毎に、画面構成をレイアウトに起こす。	原画(第一原画、第二原画)、作画監督
原画	レイアウトに基づき、主にキャラクターの動きの要所を描く工程。ラフを描く「第一原画」と原画を仕上げる「第二原画」に分ける場合がある。	
動画	原画に基づき、各原画の間を埋める動画の作成を行う。	動画、動画チェック
美術・背景	背景原図・レイアウトを基に作品の背景画を制作する。	美術、美術監督
仕上げ	動画をスキャナで電子映像化(スキャン)し、色彩をして仕上げる。	色指定、仕上、仕上チェック
CG	作品中で用いられるCGシーンを作成する。作画(原画・動画)、背景と連動される場合がある。	CG(原画、動画、美術)
撮影	仕上げ、背景の各工程の成果物を統合し、完成品として作成する。	撮影(仕上げ)、撮影監督

なお、上記の図表及び次頁の職種・業務については、あくまで構造を分かりやすくするために簡略化しているものです。一部の工程は他の工程と重複します。

また、工程の名称がそのまま業務(職種)の名称となっているものもあります。

それぞれの業務(職種)と下請代金法の適用可否については、「3. アニメーション制作業務と下請代金法の適用範囲」(P 13～16)をご覧ください。

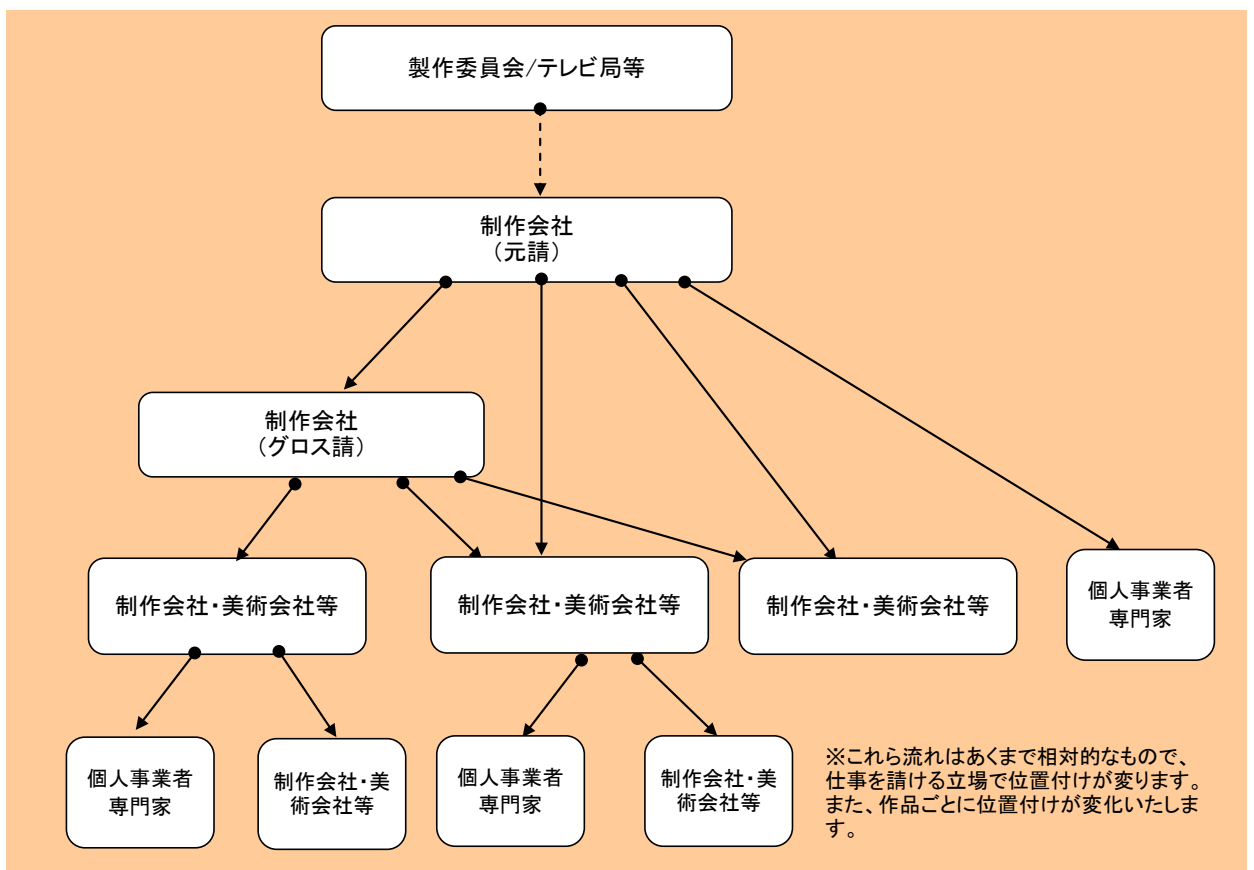
2) 取引の流れから見た業界構造

アニメーションの制作工程に携わっている事業者を、「取引の流れ」の視点で整理しますと下図のようになります。

なお、個人事業主との取引を含む多層取引となっており、また、取引実態は複雑、多岐に渡るため、本ガイドラインでは、「元請」、「グロス請」、更にその下の「下請」、「孫請」という視点から、簡略化した図にしています。

またこれらの流れはあくまで相対的なもので、作品ごとに位置付けは変化します。

■アニメーション制作工程における一般的な取引フロー



会社の類別	機能
元請制作会社	主に製作委員会やテレビ局から委託されてアニメーションの制作・運営・管理業務を行っている。
グロス請制作会社	主に元請制作会社から委託されてアニメーションの制作・運営・管理を話数単位等で一括して行っている。
下請制作会社	他の制作会社から委託されてアニメーション制作工程の業務を行っている。
個人事業者	アニメーション制作工程の一部の業務を個人で行っている。

2. アニメーション制作業界の取引特性と取引実態における問題点

1) アニメーション制作業界の取引特性

日本国内において、アニメーションの制作工程に関わっている事業者数は、2011年12月現在、アニメーション制作会社が350～400社程度（*）、アニメーション制作工程に関わる業務を行っている個人が最大で5,000人程度（*）と推定されています。

（*）業界へのヒアリング・確認できる事業者リスト等から推計

アニメーションの制作工程は、非常に多くの業務が複雑に絡んでおり、1つの作品の制作においても、複数の事業者が関わっております。

2) 取引実態における問題点

本ガイドライン策定に先立ち、アニメーション制作事業者（333社）及びアニメーター個人（企業に雇用されていない方742人）に対してアンケートによる取引実態調査を実施しました。調査の結果から判明した取引上の主な問題は、以下のとおりです。

<取引上の主な問題>

- ①発注時に発注内容や代金の額が確定していない取引がある。
- ②発注時に発注書の交付がなされていないケースがある。
- ③発注内容の変更に伴って必要コストが増加しても、コスト増分の代金増額は認めてもらえないケースがある。
- ④受注者の責任によらないスケジュールの変更によって、受注者に様々な負担が生じているケースがある。

前述のとおり、1つのアニメーション作品には様々な制作工程があり、多層構造となっているため、構造的に遅延の蓄積が生じやすい状況にあります。

「厳しいスケジュール」は、アニメーション制作業界では常態化しており、そのために、協議による条件の決定や、書類の交付等の余裕が無くなっていることが、取引上の問題を発生させる大きな要因となっています。

また、発注書の書類交付が受注時および発注時になされていないために、様々な問題が生じやすくなっていることも問題として上げられます。

本アンケート調査は、小規模事業者間の取引等も含まれるため、下請代金法の適用を受けない取引も含まれていますが、「当事者双方の協議による取引条件の決定」や「書類による条件確認」は、適正取引を実現するための基本となるものです。取引の当事者がこれらを十分に認識し適正な取引に努めることが重要です。

以下、取引実態調査結果から判明したデータの一部を紹介いたします。

掲載資料データ：「平成23年度アニメーション産業取引実態調査報告書」〔平成23年度中小企業適正化対策事業 下請ガイドラインフォローアップ調査（経済産業省）〕

◆受注時に代金が確定しているか（単数回答） / 確定していない理由（複数回答）

【n=71】		【n=44】	
受注時に代金が確定しているか	回答率	確定していない理由（複数回答）	回答率
確定している	36.6%	作業の着手が優先されるため	61.4%
まれに確定していない （全取引の1割未満）	29.6%	作業量（カット数等）が確定していない	50.0%
時々確定していない （全取引の1～2割未満）	19.7%	受注内容が変更される可能性が高い	38.6%
確定していないことが多い （全取引の2割以上）	12.7%		

*アニメーション制作事業者向けアンケートより

◆受注時に発注書をどの時点で受け取っているか（複数回答）

【n=71】	
受注時に発注書をどの時点で受け取っているか	回答率
受注と同時に受け取っている	45.1%
受注後に受け取っている	28.2%
発注書はうけとっていない	43.7%

*アニメーション制作事業者向けアンケートより

◆発注変更によりコストが大幅に増加することが見込まれる場合の対応（単数回答）

【n=52】	
発注内容変更によるコスト増への対応	回答率
発注者と協議を行い、代金に反映	25.0%
軽微であれば自社負担、そうでなければ代金に反映	42.3%
コスト増の程度にかかわらず、代金に反映されない	25.0%

*アニメーション制作事業者向けアンケートより

取引実態調査では、自由筆記により取引について日頃問題を感じている点を伺っています。非常に多かった同様の趣旨の回答を要約しますと、以下の点があげられます。

◆取引実態について問題を感じていること（自由筆記）

- 他社が担当する前工程の作業の遅れにより、自社が担当する作業スケジュールが非常に厳しくなるケースがあるが、納期の延長や作業期間の減少に伴うコスト増分の代金増額などは認められないことがある。
- 発注者の都合によるスケジュールの変更や作業内容の変更等により、自社だけでは納期に間に合わないため、外注による対応が必要になることや、他の発注者からの仕事を受けられなくなったりすることがある。
- 口約束だけで仕事を受注することがある。文書を取り交わさない取引がある。

*アニメーション制作事業者向けアンケート/個人向けアンケートより同様の趣旨の回答を要約した。

その他、取引実態調査では「過度な負担になっている取引慣行」の具体的事例を提示して、自社の取引で該当するものがあるかどうか尋ねました。

「受注者側の都合を無視して一方的に納期が決定された」、「追加的な作業について追加費用が認められなかった」といった点が多くの事業者から指摘されています。

◆「過度な負担になっている取引慣行事例」で自社にも該当するもの（複数回答）

【n=73】

問題となる取引事例	回答率
過度な値下げ交渉をされた	5.5%
一律に一定比率の価格低減を一方的に求められた	5.5%
受注者側の都合を無視して一方的な納期決定をされた	19.2%
追加的な作業について追加費用が認められなかった	24.7%

*アニメーション制作事業者向けアンケートより

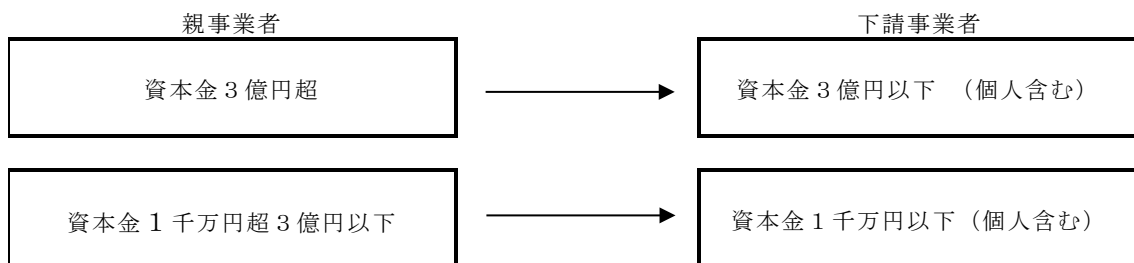
Ⅲ. 下請代金法の概要

1. 下請代金法の適用範囲

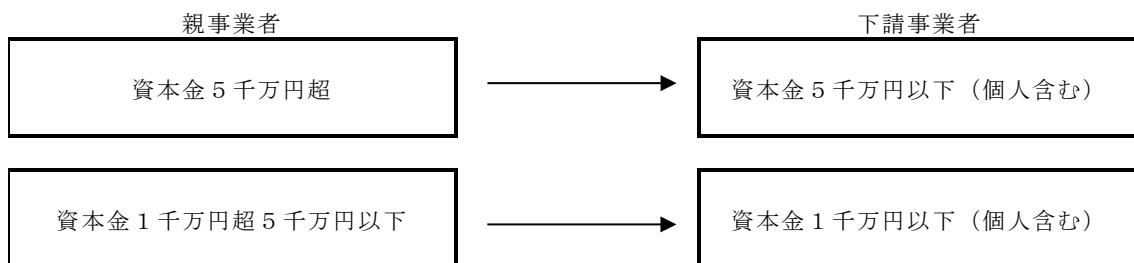
下請代金法の適用要件には、**資本金**（又は出資の総額。以下同じ）と**取引内容**の2つがあり、これらの要件を2つとも満たす場合に、下請代金法が適用されます。

1) 資本金要件

①物品の製造・修理、プログラムの作成委託、運送・物品の倉庫保管・情報処理



②情報成果物の作成・役務の提供（①を除く。）



2) アニメーションの制作に係る外注の場合

アニメーション及びアニメーションを構成することとなるセル画、脚本、キャラクターデザイン等は「情報成果物」（上表の②）に該当します。

このため、資本金 5,000 万円超の親事業者が資本金 5,000 万円以下の下請事業者に外注する場合及び資本金 1,000 万円超 5,000 万円以下の親事業者が資本金 1,000 万円以下の下請事業者に外注する場合が下請代金法の適用対象となります。

※ ここで、事業者には、法人、会社のほかにも社団法人、財団法人、個人事業者なども含まれますが、国や地方公共団体は含まれません。

2. アニメーション制作業務における親事業者、下請事業者の適用範囲

■発注者

自社の資本金額が5,000万円を超える場合は、資本金5,000万円以下の会社又は個人事業者との取引が、下請代金法の適用対象となる可能性があります。

また、自社の資本金額が1,000万円を超え5,000万円以下の場合は、資本金1,000万円以下の会社又は個人事業者との取引が、下請代金法の適用対象となる可能性があります。

■受注者

まず、自社の資本金が1,000万円以下又は個人事業者である場合、発注者が資本金1,000万円を超える会社の場合には、その発注者との取引は下請代金法の適用対象となる可能性があります。

また、自社の資本金が1,000万円を超え5,000万円以下の場合は、発注者が資本金5,000万円超の会社の場合には、その発注者との取引は下請代金法の適用対象となる可能性があります。

1) 取引内容の確認

1) - 1 情報成果物作成委託

下請代金法上の「情報成果物」とは、①プログラム、②映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成されるもの（例えば、テレビ番組、テレビCM、ラジオ番組、映画、アニメーションなど）、③文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの（例えば、ポスター・商品・容器のデザイン、設計図、雑誌広告等）を指します。

アニメーション制作業務における契約の目的物の中では、最終成果物であるアニメーション及びアニメーションを構成することになる、原画、絵コンテ、セル画、背景美術等、BGM等の音響データ、脚本、キャラクターデザイン、オリジナルテーマ曲の楽譜動画等が「情報成果物」に該当します。

詳しくは、P13～16の「3. アニメーション制作業務と下請代金法の適用範囲」をご覧ください。

情報成果物作成委託には、次の3つの類型があります。

(1) 提供する情報成果物の作成委託（情報成果物を業として提供している事業者がその情報成果物の作成を他の事業者に委託する場合）

「情報成果物の提供」とは、事業者が、他者に対し情報成果物の販売、使用許諾

を行う等の方法により、当該情報成果物を他者に提供することをいいます。

「業として行う提供」とは、反復継続的に社会通念上、事業の遂行とみることができる程度に行っている提供のことをいいます。情報成果物それ自体を単独で提供する場合のほか、次の場合も含まれます。

- 物品等の附属品として提供される場合（例：家電製品の取扱説明書の内容、CDのライナーノーツ）
- 制御プログラムとして物品に内蔵される場合（例：家電製品の制御プログラム）
- 商品の形態、容器、包装等に使用するデザインや商品の設計などを商品に化体^{かたい}して提供する場合（例：ペットボトルの形のデザイン、半導体の設計図）

なお、純粋に無償の提供（例：広告宣伝物、リクルートビデオ等）であれば該当しません。

また、「業として提供する事業者」の代表的な例としては、プログラム開発業者、テレビ局、プロダクション、出版社、広告物制作会社、デザイン制作会社、設計会社等が挙げられます。

「情報成果物の作成を他の事業者^そに委託する」とは、①情報成果物それ自体の作成、②当該情報成果物を構成することとなる情報成果物（アニメーションを構成することになる、原画、絵コンテ、セル画、背景美術等）の作成を、他の事業者^そに委託することをいいます。

(2) 受託情報成果物の作成委託（情報成果物の作成を業として請け負っている事業者が、その情報成果物の作成を他の事業者^そに委託する場合）

事業者が、発注元（官公庁や他の事業者）から請け負った情報成果物の作成を他の事業者^そに委託する場合は該当します。

(3) 自家使用情報成果物の作成委託（自ら使用する情報成果物の作成を業として行っている事業者^そが、その情報成果物の作成を他の事業者^そに委託する場合）

「自ら使用する情報成果物の作成を業として行っている」とは、事業者が、自らの事業のために用いる情報成果物（例：広告宣伝物、社内で使用する会計用ソフトウェア、自社のホームページ）の作成を反復継続的に社会通念上、事業の遂行とみることができる程度に行っている場合をいいます。

社内に情報成果物を作成する専門部門があっても、他の事業者^そに作成を委託している情報成果物と同種の情報成果物を自社で作成していない場合など、単に作成する能力が潜在的にあるにすぎない場合は、「業として」行っている場合に該当しません。

1) - 2 役務提供委託

「役務」とは、いわゆるサービスのことです。下請代金法の適用対象となる「役務提供委託」は、親事業者が受注した役務提供を下請事業者に再委託する場合がその対象となります。

アニメーションの制作工程において発生する役務としては、企画演出業務、監督・演出業務、編集作業、声優の実演等の作業が挙げられます。アニメーション制作業務における役務提供委託について、詳しくは、P 13～16の「3. アニメーション制作業務と下請代金法の適用範囲」をご覧ください。

3. アニメーション制作業務と下請代金法の適用範囲

1) 情報成果物作成委託に該当するアニメーション制作工程中の業務

アニメーション制作においては、親事業者が下請事業者に対して行う次の2つのケースが「情報成果物作成委託」に該当することになります。

- ①グロスでアニメーション制作を委託する場合
- ②アニメーション作品を構成することとなる情報成果物の制作を委託する場合

なお、アニメーション作品を構成することとなる情報成果物を例示すると、脚本、絵コンテ、原画、動画、仕上げなどの画像データ、CG映像データ、撮影映像データ、編集映像データ、音声データ、オリジナル音楽等が挙げられます。

※アニメーション制作工程中の業務で情報成果物作成委託に該当しない業務

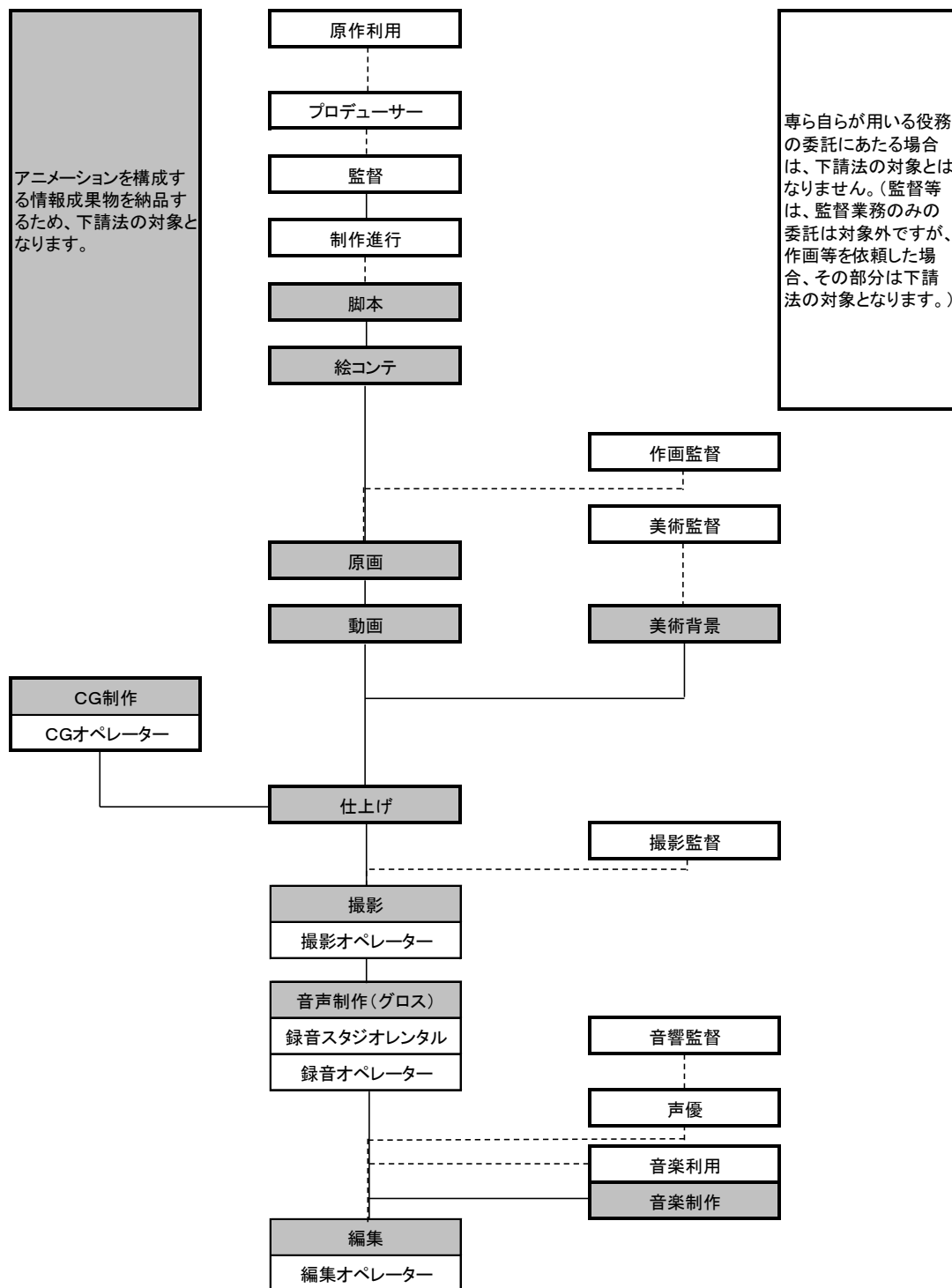
アニメーション制作過程で行われる業務で、例えば、アニメーション制作会社の指示の下で行われる監督、声優などの業務(※)は、最終的な情報成果物であるアニメーションの制作に必要なものですが、役務(サービス)であるため、「情報成果物作成委託」には該当しません。

また、監督、声優などの役務の提供委託を受けた事業者が、他者にその一部又は全部を再委託する場合には、「役務提供委託」として下請代金法の対象となりますが、グロスでアニメーション制作を請け負った事業者が、アニメーションの制作に必要な監督、声優などの役務を他者に委託することは、自ら用いる役務を委託するものであるため(他者から受注した役務の再委託ではないため)、下請代金法の対象にはなりません。

(※) アニメーション制作工程において事業者が自ら用いる役務の例

発注元のアニメーション制作会社の指示の下で作業する、プロデューサー、監督、制作進行、作画監督、美術監督、CGオペレーター、撮影オペレーター、撮影監督、編集オペレーター、声優、音響監督等など。

アニメーション制作工程における業務毎に「情報成果物作成委託」への該当・非該当を図示すると以下ようになります。網掛している業務は、「情報成果物作成委託」に該当する可能性があるものです。



(出典) 一般社団法人日本動画協会「アニメーション制作取引における下請法」

2) 情報成果物作成委託に該当する業務と該当しない業務の区分け

アニメーション制作工程におけるそれぞれの業務について、「情報成果物作成委託」への該当・非該当とその考え方を整理したものが下表となります。自社の業務内容と照らして、下請代金法の対象となる取引内容であるかどうかを判断する際の目安としてください。

なお、下表では、主な作業工程の発注について、標準的と思われる取引形態を想定して記載しています。取引形態によっては、下表と異なり、下請代金法の対象となる場合も考えられます。個々の取引毎に、取引内容を確認して、下請代金法に基づく下請取引に該当する否かを確認してください。

委託業務内容	情報成果物作成委託の該当	解説
プロデューサー	X	最終的な情報成果物の作成に必要な役務の提供にあたり、情報成果物作成委託にはあたりません。
監督	X	最終的な情報成果物の作成に必要な役務の提供にあたり、情報成果物作成委託にはあたりません。ただし、監督が絵コンテなどを描き、最終的な情報成果物を構成する素材の作成もあわせて委託を受ける場合は、当該絵コンテ作成に関わる取引については情報成果物作成委託にあたります。
制作進行	X	最終的な情報成果物の作成に必要な役務の提供にあたり、情報成果物作成委託にはあたりません。
脚本	O	最終的な情報成果物を構成する脚本の作成を委託するため、情報成果物作成委託にあたります。
原作利用	X	著作権の利用に関わる契約は、下請取引に該当しません。
絵コンテ	O	最終的な情報成果物を構成する絵コンテの作成を委託するため、情報成果物作成委託にあたります。
原画	O	最終的な情報成果物を構成する原画の作成を委託するため、情報成果物作成委託にあたります。
動画	O	最終的な情報成果物を構成する動画の作成を委託するため、情報成果物作成委託にあたります。
作画監督	X	最終的な情報成果物の作成に必要な役務の提供にあたり、情報成果物作成委託にはあたりません。ただし、作画監督が絵コンテ、原画等を担当した場合、それらの作成の委託については、情報成果物作成委託にあたります。
仕上げ (スキャン・彩色等)	O	最終的な情報成果物を構成する画像データを作成するため、情報成果物作成委託にあたります。ただし、受託者が監督等の指示の下で仕上げ作業を遂行する場合には、最終的な情報成果物の作成に必要な役務提供にあたり、情報成果物作成委託にはあたりません。
背景美術	O	最終的な情報成果物を構成する背景美術の作成を委託するため、情報成果物作成委託にあたります。
美術監督	X	最終的な情報成果物の作成に必要な役務の提供にあたり、情報成果物作成委託にはあたりません。ただし、美術監督が実際に作中で使用される背景美術を担当した場合、それらの作成の委託については、情報成果物作成委託にあたります。
CG(グロス発注)	O	最終的な情報成果物を構成するCG映像データを作成するため、情報成果物作成委託にあたります。
CGオペレーター	X	監督等の指示の下でCG制作(オペレーション)を行うオペレーターの委託は、最終的な情報成果物の作成に必要な役務の提供にあたり、情報成果物作成委託にはあたりません。
撮影(グロス発注)	O	最終的な情報成果物を構成する撮影映像データを作成するため、情報成果物作成委託にあたります。ただし、受託者が監督等の指示の下で撮影作業を遂行する場合には、最終的な情報成果物の作成に必要な役務提供にあたり、情報成果物作成委託にはあたりません。
撮影オペレーター	X	監督等の指示の下で撮影作業(オペレーション)を行うオペレーターの委託は、最終的な情報成果物の作成に必要な役務の提供にあたり、情報成果物作成委託にはあたりません。
撮影監督	X	最終的な情報成果物の作成に必要な役務の提供にあたり、情報成果物作成委託にはあたりません。

編集(グロス発注)	○	最終的な情報成果物となる編集した作品の編集映像データを作成するため、情報成果物作成委託にあたります。ただし、受託者が監督等の指示の下で撮影作業を遂行する場合(編集オペレーター)には、最終的な情報成果物の作成に必要な役務提供にあたり、情報成果物作成委託にはあたりません。
編集オペレーター	X	監督等の指示の下で編集作業(オペレーション)を行うオペレーターの委託は、最終的な情報成果物の作成に必要な役務の提供にあたり、情報成果物作成委託にはあたりません。
音声制作(グロス発注)	○	最終的な情報成果物を構成する音声データの作成を委託するため、情報成果物作成委託にあたります。ただし、受託者が監督等の指示の下で作業を遂行する場合(録音オペレーター)は、最終的な情報成果物の作成に必要な役務提供にあたり、情報成果物作成委託にはあたりません。
録音スタジオレンタル	X	下請取引に該当しません。
録音オペレーター等	X	監督等の指示の下で録音作業(オペレーション)を行うオペレーターの委託は、最終的な情報成果物の作成に必要な役務の提供にあたり、情報成果物作成委託にはあたりません。
声優	X	監督等の指示の下で演技を行う声優の委託は、最終的な情報成果物の作成に必要な役務の提供にあたり、情報成果物作成委託にはあたりません。
音楽監督	X	最終的な情報成果物の作成に必要な役務の提供にあたり、情報成果物作成委託にはあたりません。
音楽利用	X	著作権の利用に関わる契約は、下請取引に該当しません。
音楽制作	○	著作権の許諾契約ではなく、作品中で利用する音楽を発注した場合には、最終的な情報成果物を構成する音楽の作成委託にあたります。

(出典) 一般社団法人日本動画協会「アニメーション制作取引における下請法」

※「役務提供委託」について

通常、最終的な情報成果物の作成に必要な役務を委託することは、当該役務が専ら自ら用いる役務であることが多いため、下請代金法の対象とはなりません。

ただし、当該役務の提供委託を受けた事業者が他者に再委託する場合には、「役務提供委託」として下請代金法の適用対象となります。

4. 下請代金法による親事業者の遵守義務と禁止行為

下請代金法では、親事業者に対して、**4つの遵守義務**と**11の禁止行為**が規定されています。

<親事業者の遵守義務>

遵守義務	遵守義務の概要
書面の交付義務	発注に際して、具体的記載事項をすべて記載した発注書面を下請事業者に交付すること。
書類の作成・保存義務	下請取引の内容を記載した書類を作成し、2年間保存すること。
支払期日を定める義務	下請代金の支払期日を給付の受領後60日以内のできる限り短い期間内に定めること。
遅延利息の支払義務	下請代金を支払期日までに支払わなかったときは、物品等の受領（又は役務の提供日）から起算して60日を超えた日から支払するまでの日数に応じて、当該未払金額に年率14.6%を乗じた額を遅延利息として支払うこと。

<親事業者の禁止行為>

禁止事項	禁止行為の概要
受領拒否の禁止	下請事業者に責任がないのに、注文した物品等の受領を拒むこと
下請代金の支払遅延の禁止	下請代金を給付の受領後60日以内に定めた支払期日までに支払わないこと
下請代金の減額の禁止	下請事業者に責任がないのに、あらかじめ定めた下請代金を減額すること
返品 of 禁止	下請事業者に責任がないのに、受領した物品等を返品すること
買ったたきの禁止	市価又は類似品等の価格に比して著しく低い下請代金を不当に定めること
購入・利用強制の禁止	親事業者が指定する物・役務を強制的に購入・利用させること
報復措置の禁止	下請事業者が親事業者の不公正な行為を公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由として、取引数量の削減・取引停止等の不利益な取扱いをすること。
有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止	有償で支給した原材料等の対価を、当該原材料等を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に相殺したり、支払わせたりすること。
割引困難な手形の交付の禁止	一般の金融機関で割引を受けることが困難であると認められる手形を交付すること（手形サイト期間120日以内）
不当な経済上の利益の提供要請の禁止	下請事業者から不当に金銭や労務の提供等をさせること
不当な給付内容の変更・やり直しの禁止	下請事業者に責任がないのに、費用を負担せずに給付内容を変更し、又は、受領後にやり直しをさせること

また、これら遵守義務と禁止事項を、取引段階別に分けて、整理しました。
取引段階と親事業者の義務・禁止事項の関係は、概ね下表のとおりです。

取引段階	該当する親事業者の義務・禁止事項
A. 見積・発注段階	買ったたきの禁止 書面の交付義務 支払期日を定める義務
B. 発注変更	不当な給付内容の変更の禁止 買ったたきの禁止 支払期日を定める義務
C. 受領（納品）時、受領後	受領拒否の禁止 返品禁止 不当なやり直しの禁止
D. 支払段階	下請代金の支払遅延の禁止 遅延利息の支払義務 下請代金の減額の禁止 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止 割引困難な手形の交付の禁止
E. 下請事業者への要請	購入・利用強制の禁止 不当な経済上の利益の提供要請の禁止
F. その他	報復措置の禁止 書類の作成・保存義務

5. 下請代金法に違反するとどうなるのか（勧告、罰則等）

1) 改善指導及び勧告等

親事業者が下請代金法に違反した場合、公正取引委員会又は中小企業庁から、違反行為を取り止めて原状を回復させること（減額分や遅延利息の支払等）が求められるとともに、再発防止措置を行うよう改善指導を受けることになります。

また、問題の大きな事案については、中小企業庁から公正取引委員会への措置請求や公正取引委員会による勧告が行われることになり、原則として、企業名、違反事実の概要、勧告の概要等が公表されることになります。

<「下請代金の減額の禁止」に違反した者に対する勧告の例>

- 「〇〇」と称して下請代金の額から減じていた額（総額〇〇円）を下請事業者に対して速やかに支払うこと。
- 前記の減額行為が下請代金法に違反する旨及び今後、下請事業者には責任がないのに下請代金の額を減じない旨を取締役会の決議により確認すること。
- 今後、下請事業者には責任がないのに下請代金の額を減じることがないように、社内体制の整備のための必要な措置を講じるとともに、その内容等を自社の役員等に周知徹底すること。
- 上記により講じた措置を取引先の下請事業者にも周知すること。

2) 罰則

「発注書面の交付義務」、「下請取引に関する書類の作成・保存義務」、「報告聴取に対する報告拒否・虚偽報告、立入検査等の拒否、妨害、忌避」の違反行為については、違反行為を行った親事業者及びその代表者・行為者（担当者）が罰せられることとなります。

6. 下請代金法が適用されない取引で下請代金法と同様の規制はないのか

1) 独占禁止法の優越的地位の濫用

下請代金法が適用されない取引であっても、「優越的地位」にある事業者が、取引の相手方に対し、受領拒否、返品、支払遅延、減額、取引の対価の一方的決定、やり直しの要請などの行為を行えば、独占禁止法に規定されている「不公正な取引方法」の1つである「優越的地位の濫用」に該当する行為として、独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令が下される可能性があることを認識しておく必要があります。

2) 取引上の優越的地位とはどのようなものか

「優越的地位の濫用」とは、自己の取引上の地位が、取引の相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、取引の相手方に不利益を与えることをいいます。

「優越的地位」とは、相手方にとって、行為者との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来たすため、行為者が相手方にとって著しく不利益な要請等を行っても、相手方がこれを受け入れざるを得ないような場合であり、その判断にあたっては、相手方の行為者に対する取引依存度、行為者の市場における地位、相手方にとっての販売先変更の可能性、取引当事者間の事業規模の格差、取引の対象となる商品役務の需給関係等を総合的に考慮して判断されます。

3) 優越的地位の濫用行為

(1) 購入・利用強制（独占禁止法第2条第9項第5号イ）

優越的地位にある事業者が、取引の相手方に対し、取引に係る商品又は役務以外の商品等の購入を要請する場合であって、当該取引の相手方が、今後の取引に与える影響を懸念して、事業遂行上必要としない商品又は役務の購入の要請を受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるため、独占禁止法上問題となります。

(2) 不当な経済上の利益の提供（独占禁止法第2条第9項第5号ロ）

優越的地位にある事業者が、正当な理由がないのに、取引の相手方に対し、発注内容に含まれていない、協賛金等の負担、従業員等の派遣の要請、知的財産権等の無償提供を要請する場合であって、当該取引の相手方が今後の取引に与える影響を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるため、独占禁止法上問題となります。

(3) 不当な受領拒否（独占禁止法第2条第9項第5号ハ）

優越的地位にある事業者が、取引の相手方から商品を購入する契約をした後において、正当な理由がないのに、当該商品の全部又は一部の受領を拒む場合であって、当該取引の相手方が、今後の取引に与える影響等を懸念して、それを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるため、独占禁止法上問題となります。

(4) 不当な返品（独占禁止法第2条第9項第5号ハ）

優越的地位にある事業者が、取引の相手方に対し、当該取引の相手方から受領した商品を返品する場合であって、当該取引の相手方にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合、その他正当な理由がないのに返品する場合であって、当該取引の相手方が、今後の取引に与える影響等を懸念して、それを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることになるため、独占禁止法上問題とされています。

(5) 支払遅延（独占禁止法第2条第9項第5号ハ）

優越的地位にある事業者が、正当な理由がないのに、契約で定めた支払期日に対価を支払わない場合であって、取引の相手方が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることになるため、独占禁止法上問題とされています。

(6) 不当な減額（独占禁止法第2条第9項第5号ハ）

優越的地位にある事業者が、商品等を購入した後において、正当な理由がないのに、契約で定めた対価を減額する場合であって、取引の相手方が、今後の取引に与える影響等を懸念して、それを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることになるため、独占禁止法上問題とされています。

(7) 不利益条件の設定・変更・取引の実施（独占禁止法第2条第9項第5号ハ）

優越的地位にある事業者が、

- ① 取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価又は著しく高い対価での取引を要請する場合であって、当該取引の相手方が、今後の取引に与える影響等を懸念して、それを受け入れざるを得ない場合、
- ② 正当な理由がないのに、取引の相手方から商品を受領した後又は役務の提供を受けた後に、当該取引の相手方に対し、やり直しを要請する場合であって、当該取引の相手方が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合、

③ 上記3) (3) ~ (7) ①、②の他、一方的に、取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施する場合であって、当該取引の相手方が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合、
これらの場合には、取引の相手方に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるため、独占禁止法上問題とされています。

4) 優越的地位の濫用に該当する場合どのような措置を受けるのか？

公正取引委員会によって「優越的地位の濫用」と判断されると、**排除措置命令**及び**課徴金納付命令**を受ける場合があります。

課徴金が課せられるのは、「優越的地位の濫用」が継続されて行われた場合に限られます（独占禁止法第20条の6）。

課徴金対象期間は、当該行為をした日から当該行為がなくなるまでの期間です。この期間が3年を超える場合は、当該行為がなくなる日から遡って3年間とされています。課徴金の額は、「優越的地位の濫用」行為を受けた相手方との取引額の1%とされており、当該行為が商品又は役務の供給を受ける相手方に対するものである場合には、当該行為の相手方との間における購入額とし、当該行為の相手方が複数ある場合は当該行為のそれぞれの相手方との間における売上額又は購入額の合計額とするとされています（独占禁止法第20条の6）。

算定率は1%とカルテルや私的独占よりも低いにもかかわらず、非常に高額な納付命令を受ける事例が発生しているため、コンプライアンスを徹底することが極めて強く要請されます。

なお、課徴金額が100万円未満の場合、課徴金は課されず、課徴金額の1万円未満の端数は切り捨てられます（同法第20条の6及び同法第7条の2第23項）。

7. 下請代金法の勧告に従う限り独占禁止法違反（優越的地位の濫用）とされることはないのか

下請取引における下請代金の支払遅延等の行為は、独占禁止法の不公正な取引方法のうち優越的地位の濫用行為に該当するおそれがあるものです。下請代金法違反により勧告がなされた場合、親事業者が当該勧告に従って対応する限り、当該違反行為について独占禁止法は適用されないことになっていますが、当該勧告に従わない場合には、独禁法の適用が検討されることになります。（下請代金法第8条）。

8. 下請代金法の適用の判断にあたっての留意点

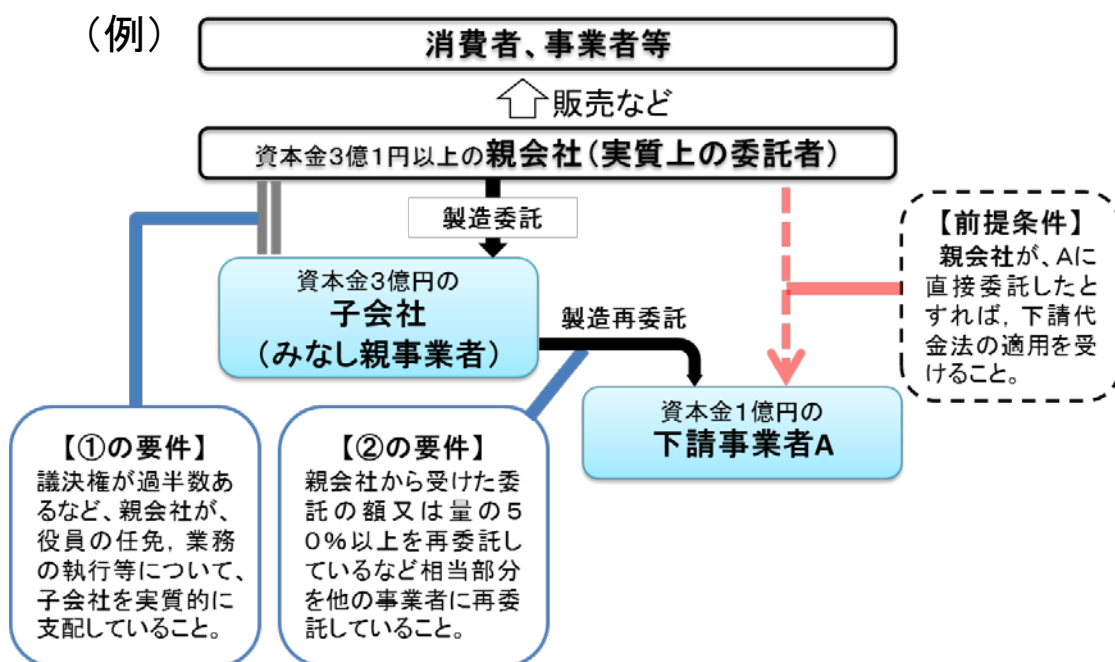
1) 下請代金法の適用は、取引相手、取引ごとに判断

下請代金法の適用対象となる取引（下請取引）であるか否かは、発注者及び受注者の資本金規模と取引内容によって、個々の取引毎に判断されるため、個々の取引に着目し、下請取引の適正な管理を行う必要があります。

2) 子会社等被支配会社が間に介在する取引と下請代金法の適用

事業者が直接下請事業者に委託をすれば本法の対象となる場合に、資本金が3億円（又は5千万円）以下の子会社（いわゆるトンネル会社）等に発注し、この子会社が請け負った業務を再委託し、本法の規制を免れるというような脱法的行為を防止するため、次に掲げる2つの要件を満たしているときは、その子会社等が親事業者とみなされ、下請代金法の適用を受けることになります（以下、「トンネル会社の規制」）。

- 親会社から役員の任免、業務の執行又は存立について支配を受けている場合（例えば、親会社の議決権が過半数の場合、常勤役員の過半数が親会社の関係者である場合又は実質的に役員の任免が親会社に支配されている場合）。
- 親会社からの下請取引の全部又は相当部分について再委託する場合（例えば、親会社から受けた委託の額又は量の50%以上を再委託（複数の下請事業者に業務を委託している場合は、その総計）している場合）。



3) 親子会社間の取引

親子会社間の取引についても、下請代金法の適用が除外されるものではありませんが、親会社の子会社の議決権の50%超を所有するなど実質的に同一会社内での取引とみられる場合は、運用上問題とされていません。

4) 海外の事業者との取引

下請代金法は、国内の下請事業者の利益保護を目的としているため、海外に資本がある事業者（日本法人でない場合）であっても、日本国内に事業拠点を置いて取引を行えば、本法の対象に成り得ます。

一方で、海外に資本がある事業者が国内に事業拠点を設けず、海外から直接取引を行っている場合は、本法の適用を受けることはありませんが、取引の適正化の観点から、発注書面の交付、下請代金の支払等が適正に行なわれることが望まれます。

9. 下請代金法についてのQ & A

Q1：アニメーションの制作においては、製作委員会方式が採られる場合が多いですが、製作委員会名でアニメーション制作をプロダクションに委託した場合には、製作委員会が親事業者に該当しますか。

A：製作委員会が法人格を持つ場合には、出資金の金額が資本金区分の要件を満たしていれば、製作委員会が親事業者となります。制作委員会が法人格を持たない場合には、製作委員会に参加している事業者が共同でプロダクションに制作を委託していることになるので、制作委員会に参加している事業者ごとに資本金区分の要件を確認し、当該要件を満たしている事業者については、親事業者となります。

なお、この場合、製作委員会名で3条書面（発注書）を交付することは差し支えありません。

Q2：放送番組に使用する脚本、オリジナルテーマ曲の楽譜の作成を委託することは情報成果物作成委託に該当するとのことですが、これらについては、脚本家や作曲家が著作権を持つことから本法の対象とはならないと考えて良いのでしょうか。

A：脚本、オリジナルテーマ曲は、放送番組という情報成果物を構成する情報成果物に該当するため、それらを委託することは情報成果物作成委託に該当し、著作権の帰属先の如何を問わず、下請代金法の適用を受けることになります。

Q3：アニメーションの制作に係る情報成果物作成委託に係る作成過程において、下請事業者に知的財産権が親事業者・下請事業者のどちらに発生するか不明確だが、契約において親事業者に帰属することとしております。

この場合も3条書面（発注書）に記載する必要がありますか。

A：下請事業者に帰属する知的財産権を「給付の内容」に含んで親事業者に譲渡させるのであれば、3条書面（発注書）に記載する必要があります。

Q4：給付内容を変更した場合には、下請代金法第5条に基づき作成することが義務づけられている書類（5条書類）に記録しなければなりません。情報成果物においては、親事業者と下請事業者が個々に打合せしながら給付内容を確定していく場合があります。

この場合、どの程度の変更から記録しなければならないのでしょうか。

A：個々の作業指示をすべて記載する必要はないが、少なくとも、下請事業者に下請代金の設定時には想定していないような新たな費用が発生する場合には、その旨を5条書類に記録し保存することが必要となります。

Q5：親事業者は、放送番組等の作成を委託するに当たり、給付を充足する条件を明確に書面に記載することが不可能なため、下請事業者と十分な協議をした上で、当初から何度もやり直しすることを見込んだ価格を設定しています。

この場合においても、発注書面（3条書面）に記載していない事項を充足させるためのやり直しについて、別途、その費用を負担しなければやり直しさせることは問題となりますか。

A：当初から下請事業者と十分な協議をした上で何度もやり直しすることを見込んだ価格を設定している場合に、当初の設定の範囲内でやり直しをさせることは問題ありませんが、それを理由に、3条書面（発注書）に記載されていない事項について無制限にやり直しをさせることができるものではありません。下請代金の額の設定時に想定していないような費用が発生するやり直しの場合には、下請事業者と十分な協議をした上で、合理的な負担割合を決定し、下請事業者の利益を不当に害することのないようにする必要があります。

なお、親事業者が費用を全く負担することなく、下請事業者に対して「給付内容の変更」又は「やり直し」をさせることが認められるのは、「下請事業者の責めに帰すべき理由」がある場合に限られます。詳しくは、47頁をご覧ください。

IV. アニメーション制作業界下請取引ガイドライン

■本ガイドラインの構成と内容

下請代金法、下請中小企業振興法等に基づく取引上の留意事項を取引段階別に分けて整理しました。取引段階分類は下記をご覧ください。

それぞれの取引段階別に①取引において留意すべき事項と、②アニメーション制作業界において問題となる具体的取引事例を記載するとともに、また、取引改善への取組みやベストプラクティス事例をまとめています。

<取引段階分類>

A. 見積・発注段階
B. 発注変更段階
C. 受領段階
D. 支払段階
E. 下請事業者への要請
F. その他
G. 取引改善事例

<本文中の用語の説明>

本文中に法律条文の用語をそのまま使った表現があります。

一般的にはあまり使われない用語について説明します。

- 「給付」とは、委託された製造物等を納品することや、サービスを提供すること
- 「瑕疵（かし）」とは、汚れやキズなどの不良

A. 見積・発注段階

1. 取引条件の協議段階の留意事項

1) 取引条件は見積書をもとに十分協議すること

下請取引における取引条件に係る協議にあたっては、下請事業者に対して、可能な限り詳細な仕様や取引条件を提示するとともに、下請事業者から見積書の提出を求める等、事前に十分な協議を行うことが必要です。

また、下請代金法の適用がない取引においても、例えば、制作過程において、下請事業者が見積段階で想定していなかった修正作業の発生が過度な負担となる場合がありますが、あらかじめ、仕様変更が見込まれている場合には、下請事業者に対する見積の前提条件として「発注内容を変更する場合には、その費用について別途協議すること」等々を示して、見積もり協議を行うとともに、発注書面等において、仕様変更に伴う下請事業者のコスト負担の増加に係る下請代金の見直しの方法等を明確にすることが必要です。

後々のトラブルを防ぐためには、見積の前提条件、見積価格や納期の提示など書面によるやり取りを保存しておく必要があります。

2) 価格の決定方法

下請代金の決定にあたっては、「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」（下請振興基準）を踏まえ、親事業者と下請事業者との協議の上決定することが必要です。

(参考)「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」の第4

1) 対価の決定の方法の改善

(1) 取引対価は、取引数量、納期の長短、納入頻度の多寡、代金の支払方法、品質、材料費、労務費、運送費、在庫保有費等諸経費、市価の動向等の要素を考慮した、合理的な算定方式に基づき、下請事業者の適正な利益を含み、労働時間短縮等労働条件の改善が可能となるよう、下請事業者及び親事業者が協議して決定するものとする。その際、取引の対象となる物品等に係る特許権、著作権等知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価並びに当該物品等の製造等を行う過程で生じた財産的価値を有する物品等や技術に係る知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価についても十分考慮するものとする。

(2) 前号の協議は、下請事業者が作成する見積書に基づき継続的な発注に係る物品等については少なくとも定期的に、その他の物品等については発注の都度行うものとする。また、材料費の大幅な変更等経済情勢の変化や発注内容の変更に応じ、対価について随時再協議を行うものとする。さらにこれらの協議の記録については両事業者において保存

するものとする。

3) 買ったときの禁止（下請代金法第4条第1項5号）

親事業者が下請事業者と下請代金の額を決定する際に、その地位を利用して、通常支払われる対価に比べて著しく低い額を下請事業者に押し付けることは、下請事業者の利益を損ない、経営を圧迫することになるのでこれを防止するため、下請代金法では、買ったときを禁止しています。

なお、ここで「通常支払われる対価」とは、当該給付と同種又は類似の給付について当該下請事業者の属する取引地域において一般に支払われる対価（すなわち市価）をいいます。

■買ったときの該当基準

買ったときに該当するか否かは、

- (1) 下請代金の額の決定に当たり、下請事業者と十分な協議が行われたかどうかなど対価の決定方法、
 - (2) 差別的であるかどうかなど対価の決定内容、
 - (3) 「通常支払われる対価」と当該給付に支払われる対価との乖離状況、
 - (4) 当該給付に必要な原材料等の価格動向
- 等を勘案して総合的に判断されることとされています。

■買ったときに該当する違反行為事例

- (1) 大量発注を前提に、下請事業者に見積りをさせて単価を決定したが、実際はごく少量しか発注しない場合
- (2) 下請事業者に見積段階より発注内容が増えたにもかかわらず、下請代金の額の見直しをせず、当初の見積価格を下請代金の額として定める場合
- (3) 親事業者が、一律一定率で単価を引き下げて下請代金の額を定めること
- (4) 親事業者の予算単価のみを基準として、一方的に通常支払われる対価より低い単価で下請代金の額を定めること
- (5) 合理的な理由がないにもかかわらず、特定の下請事業者を差別して取り扱い、他の下請事業者より低い下請代金の額を定めること
- (6) 情報成果物作成委託において給付の内容に知的財産権が含まれている場合、当該知的財産権の対価について、下請事業者と協議することなく、一方的に通常支払われる対価より低い額を定めること

■発注内容に知的財産権が含まれる場合の下請代金の額の決定

発注内容に著作権等の知的財産権の譲渡・許諾が含まれる場合には、発注書面（3条書面）に著作権等の譲渡や使用許諾の範囲を明確に記載するとともに、その内容

に応じた対価を含め下請代金を決定することが必要です。

この場合において、親事業者が著作権等の知的財産権の対価について、下請事業者と十分協議することなく、一方的に通常支払われる対価よりも著しく低い額を定めることは、「買ったたき」として問題となる可能性があります。

また、著作権等の知的財産権を無償で譲渡等するよう要請した場合には、「不当な経済上の利益提供要請」に該当し、下請代金法上問題となるおそれがあります。

■取引条件の協議段階で問題となるおそれのある取引事例と留意点

① 短納期の発注に対応するためには通常よりもコスト増が見込まれるため、従来の単価では対応できないとして下請事業者から単価引き上げの要請があったにもかかわらず、下請事業者と十分に協議をすることなく、一方的に従来の単価で発注した。

留意点 ⇒ 親事業者が一方的に単価を指定すること、いわゆる「指値」により、通常支払われる対価より低い単価で下請代金の額を定めることは、「買ったたき」として、下請代金法上問題となるおそれがあります。

親事業者は、下請事業者から見積書を提出してもらうなどして、下請代金について十分に話し合い、親事業者と下請事業者の双方の納得のいく額とすることが必要です。

② 背景画の制作業務において、下請事業者に知的財産権が発生する情報成果物の作成を委託したが、発注時には、その譲渡等の対価の設定が困難であるため、下請事業者から著作権の譲渡をさせるが、その対価を含めず、下請代金を決定した。

留意点 ⇒ 下請事業者との十分な協議・取り決めがなされないまま、親事業者が情報成果物作成委託において発生した著作権等の知的財産権を一方的に親事業者に帰属させ、それを利用するようなことは、「買ったたき」として下請代金法上問題となるおそれがあります。この場合、著作権等の知的財産権の帰属の有無や権利行使の内容によっては対価が異なってくる可能性があるため、見積協議等を通じて、親事業者と下請事業者が十分に協議を行い、両者で合意内容（著作権の譲渡・使用許諾の範囲等）を明確にし、その内容を発注書面等に記載することが必要です。

なお、下請事業者に対する委託内容に知的財産権の譲渡が含まれていない場合において、下請事業者が発生した知的財産権を、作成の目的たる使用の範囲を超えて、無償で親事業者が利用することを許諾させることや譲渡させることは、「不当な経済上の利益の提供要請」に該当するものとして、下請代金法上問題となるおそれがあります。

2. 発注段階の留意事項

1) 発注書面の交付義務（下請代金法第3条）

口頭発注による様々なトラブルを未然に防止するため、親事業者は発注に当たって、発注内容を明確に記載した書面を交付しなければなりません。親事業者が発注書面に記載すべき事項については、下請代金法第3条、同施行規則及び同法に関する運用基準で具体的に定められており、原則として、取引毎に該当する事項をすべて決定した上で記載する必要があります。

■発注書面に記載が必要な事項

発注書面に記載が必要な事項は、以下のとおりです。

発注書面（3条書面）に記載が必要な事項

- ①親事業者及び下請事業者の名称
- ②製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした日（発注日）
- ③下請事業者の給付の内容（発注内容）
- ④下請事業者の給付を受領する期日（納期）
- ⑤下請事業者の給付を受領する場所（納入場所）
- ⑥下請事業者の給付の内容について検査をする場合は、その検査を完了する期日
- ⑦下請代金の額（算定方法による記載も可）
- ⑧下請代金の支払期日
- ⑨手形を交付する場合は、その手形の金額（支払比率でも可）及び手形の満期
- ⑩一括決済方式で支払う場合は、金融機関名、貸付け又は支払可能額、親事業者が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関へ支払う期日
- ⑪電子記録債権で支払う場合は、電子記録債権の額及び電子記録債権の満期日
- ⑫原材料等を有償支給する場合は、その品名、数量、対価、引渡しの日、決済期日、決済方法

■発注書面の例

参考一発注書面サンプル(規則で定められた事項をひとつの書式に網羅した場合)

注文書		
○×株式会社 殿①		平成○年○月○日② △△株式会社①
発注内容③ 注文品や作業等の内容が十分に理解できるように記入する。 著作権など知的財産権の譲渡・許諾を含んで発注する場合はその旨を明確に記載する。		
納期④ 平成○年×月×日	納入場所⑤ 弊社本社△△課	検査完了期日⑥ 平成○年×月×日
下請代金額(円)⑦ 100,000円	支払期日⑧ 平成○年××月×日	支払方法 現金

■発注書面に共通する記載事項をあらかじめまとめて示しておく方法

下請取引は継続的に行われることが多いため、取引条件について基本的事項（例えば支払方法、検査期間等）が一定している場合には、これらの事項に関してはあらかじめ別の書面（取引基本通知書等）により通知することで、個々の発注に際して交付する書面への記載が不要となります。

この場合には、発注書面に「下請代金の支払方法等については平成〇年〇月〇日付け（あるいは現行の）『支払い方法等について』による」ことなどを付記して発注書面との関連付けをしておかなければなりません。

参考－共通記載事項に係る文書の記載例

平成〇年〇月〇日	
_____ 殿	〇〇〇株式会社
支払い方法等について	
当社が今後発注する場合の支払方法等については下記のとおりとしたいので、御承諾下さい。なお、御承諾の場合は、ご連絡下さい。	
記	
1 支払制度	納品毎月〇日締切 翌月〇日払
2 支払方法	支払総額〇円未満現金 支払総額〇円以上
	現金〇% 手形〇% 手形期間〇日 一括決済方式〇% (金融機関名 決済は支払期日から起算して〇日目) 電子記録債権〇% (決済は支払期日から起算して〇日目)
3 検査完了期日	納品後〇日
4 実施期間	平成〇年〇月〇日から、本通知の内容に変更があり新たに通知するまでの間（新たな通知の実施期間の開始日の前日まで）

■下請代金の記載

(1) 下請代金の額を記載する場合

「下請代金の額」は、発注時に協議して決定した具体的な金額を明確に記載することが原則です。

(2) 算定方法を記載する場合

具体的な下請代金の額を記載することが困難なやむを得ない事情がある場合、次の要件を備えた算定方法（例：工賃〇円×所要時間数＋原材料費）による記載が認められています。

① 下請代金の具体的な金額を自動的に確定するもの。

② 発注書面とは別に算定方法を定めた書面を交付する場合は、これらの書面の関

連付けを行うこと。

- ③ 下請代金の具体的な金額を確定した後は、速やかに下請事業者へ書面にて交付すること。

■例外的な発注書面の交付方法

- (1) 委託時点では、発注書面の具体的な必要記載事項のうち、定められない事項があり、その**定められない理由に正当性がある場合**（例：広告制作物の作成委託において制作物の具体的な内容が確定していない場合等）には、当該定められない事項以外の必要記載事項を記載した書面（当初書面）を交付することが認められています。

なお、この場合には、以下①～③を行うことが必要となります。

- ① 記載しなかった事項について、**内容が定められない理由及びその内容を定めることとなる予定期日を当初書面に記載すること。**
- ② 当初書面に記載しなかった事項については、その**内容が確定した後、直ちに当該事項を記載した補充書面を交付すること。**
- ③ **当初書面と補充書面との関連づけ**をしておくこと。

- (2) 正当な理由があるとして例外的な発注書面の交付が認められる場合

取引の性質上、委託した時点では具体的な必要記載事項の内容が定められることができないと客観的に認められる場合であり、例えば、ユーザーとの取引価格が決定していないためなど具体的記載事項の内容について決定できるにもかかわらず決定しない場合や、下請代金の額として「算定方法」を記載することが可能である場合には「正当な理由」とは認められません。

[正当な理由があると認められる例]

放送番組の作成委託において、タイトル、放送時間、コンセプトについては決まっているが、委託した時点では、放送番組の具体的な内容については決定できず、「下請代金の額」が定まっていない場合

参考一 補充書面の例

当初書面の例			補充書面の例	
注文書			注文書	
○×株式会社 殿			○×株式会社 殿	
平成○年○月○日② △△株式会社			平成○年○月○日② △△株式会社	
給付の内容 品名 ○△□ ※詳細仕様は未定(後日交付する「○○仕様書」による。)			給付の内容 「○○仕様書」のとおり	
納期 平成○年×月×日	納入場所 本社△△課	検査完了期日 平成○年×月×日	下請代金金額(円) 100,000円	
下請代金金額(円) ※ 未定	支払方法 現金	支払期日 平成○年×月×日		
※未定の事項の内容が定められない理由: ユーザーの仕様が未定のため			※本注文書は、平成○年○月○日付け注文書の記載事項を補充するものです。	
※未定の事項の内容が定められることとなる予定日: 平成○年○月○日				

■ 支払期日の記載（支払期日を定める義務：下請代金法第2条の2）

親事業者は、物品等を受領した日（又は役務の提供を受けた日）から**60日以内**のできる限り短い期間内の日を支払期日として定めなければいけません。親事業者が支払制度を定めている場合、例えば、月末日締め切りであれば翌月末支払とする必要があります。1日に受領した物品等（提供を受けた役務）の場合は、受領日（役務提供日）から起算して当月末日で30日が経過し、翌月末日で60日に達するためです。なお、この60日は、月単位で定める場合は、2か月としてみます。

また、取引上の地位が相手方に対し優越している事業者が、一方的に対価の支払期日を遅く設定する場合は、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなりやすく、優越的地位の濫用行為に該当し、独占禁止法上問題となるおそれがあります。

■ 「内示」と「発注」

内示とは、本来、発注そのものではなく、発注を予告する意味しか持たないものですが、口頭又は書面による内示であっても、受発注の実態からみて、内示の段階で製造に着手しないと納期に間に合わない場合には、現実に着手している実態があることから内示と称する時点が正式な発注とされる場合があります。この場合、当該内示の段階で発注書面を交付しなければ書面交付義務（下請代金法第3条）に違反するおそれがあり、また、下請事業者が当該内示に基づいて制作した情報成果物等を納期に親事業者が受領しない場合には、「受領拒否」にも該当するおそれがあるので、注意が必要です。

■ 仕様・検査基準の明確化

仕様や検査基準が不明確であると、後々にトラブルが生じるおそれがあります。

下請代金法では、親事業者が下請事業者に対して委託するものは、親事業者の仕様等に基づいた特殊なものが多いため、親事業者を受領を拒否された場合や返品された場合、下請事業者の利益が著しく損なわれるので、これを防止するため、**下請事業者に責任がないのに情報成果物等の受領を拒否することや受領後速やかに不良品を返品する場合を除き、一旦納品された情報成果物等を返品することを禁止**しています（「受領拒否の禁止」（下請代金法第4条第1項第1号）、「返品禁止」（第4条第1項第4号））。

この場合の下請事業者の責任とは、

- (1) 注文と異なるもの又は給付に瑕疵等があるものが納入された場合
- (2) 指定した納期までに納入されなかったため、そのものが不要になった場合
(ただし、無理な納期を指定している場合などは除く。)

に限定されています。

したがって、仕様や検査基準をあらかじめ明確にし、親事業者と下請事業者の双方で合意しておくことが、下請代金法の違反防止や後々のトラブル回避のためには必要不可欠です。

なお、例えば、発注当初に明確な検査基準を示さずに、発注後に恣意的に厳しい検査基準を設定することや、発注当初に比べて厳しい検査基準に変更し、検査の際に委託内容と異なる、あるいは、瑕疵等があるとして、費用の全額を負担することなく給付内容の変更を要請することは、「不当な給付内容の変更」に該当し、下請代金法上問題となります。

■有償支給原材料等の支給

有償支給原材料等の支給は、支給材の売買契約ですが、品質維持や改善等の必要性等正当な理由がないにもかかわらず、親事業者の指定する自社製品や他社製品を強制的に下請事業者を購入させることは、「購入強制の禁止」に該当し、下請代金法上問題となるおそれがあるので注意が必要です。

■電磁的方法による提供（電子受発注）

発注書面（3条書面）の交付方法は、書面交付が原則とされていますが、下請事業者の承諾を得た場合等においては、書面に代えて電子メール等の電磁的方法で提供することが認められています。

（1）書面の交付に代えて行うことができる電磁的記録の提供の方法の種類

- ① 電気通信回線を通じて送信し、下請事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法（例：電子メール、EDI等）
- ② 電気通信回線を通じて下請事業者の閲覧に供し、当該下請事業者のファイルに記録する方法（例：WEBのホームページを利用する方法等）
- ③ 下請事業者に磁気ディスク、CD-ROM等を交付する方法

（2）必要な措置・留意事項

- ① 下請事業者の承諾が必要であること
親事業者は、あらかじめ使用する電磁的方法の種類（電子メール、WEB等）及び内容（word2003、一太郎バージョン10以上などのファイルへの記録方法）を示して、下請事業者から、書面又は電磁的方法による承諾を得ることが必要です。
- ② 下請事業者からの承諾の撤回
下請事業者から、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合には、親事業者は、当該申出以降は、書面に記載すべき事項を電磁的方法による提供を止め、書面を交付しなければなりません。

(電子受発注に係る下請事業者の承諾書の書式例)

平成 年 月 日	
(親事業者) 殿	
〇〇〇株式会社	
承 諾 書	
貴社から御提案を受けた下記の条件に基づき、今後の下請取引について、下請法第3条第1項の規定による書面の交付に代えて電磁的記録の提供を受けることを承諾します。	
記	
電磁的記録の提供の方法 (電子メール、Web上の情報をダウンロード等)	
記録に用いられるソフトウェア及びバージョン (Word2003、一太郎12、Excel2003等)	
費用負担の内容 (関連機器及びソフトウェア購入費用、通信費用等)	
本承諾後であっても、電磁的記録の提供を受けない旨の申出があった場合は、(親事業者)は、申出以降の下請取引については書面を交付することとする。	

2) 書類の作成・保存義務(下請代金法第5条)

親事業者は、下請事業者に対し製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした場合は、給付の内容、下請代金の額等について記載した書類(5条書類)を作成し2年間保存する義務があります。

親事業者が、下請取引の内容について記載した書類を作成し保存することによって、下請取引に係るトラブルを未然に防止するとともに、行政機関の検査の迅速さ、正確さを確保するためです。

■記載が必要な事項

【具体的記載事項】

- ① 下請事業者の名称(番号、記号等による記載も可)
- ② 製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした日
- ③ 下請事業者の給付の内容(発注内容)
- ④ 下請事業者の給付を受領する期日(役務提供委託の場合は、役務が提供される期日・期間)
- ⑤ 下請事業者から受領した給付の内容及び給付を受領した日(役務提供委託の場合は、役務が提供された日・期間)

- ⑥ 下請事業者の給付の内容について検査をした場合は、検査を完了した日、検査の結果及び検査に合格しなかった給付の取扱い
- ⑦ 下請事業者の給付の内容について、変更又はやり直しをさせた場合は、内容及び理由
- ⑧ 下請代金の額（算定方法による記載も可※）
- ⑨ 下請代金の支払期日
- ⑩ 下請代金の額に変更があった場合は、増減額及び理由
- ⑪ 支払った下請代金の額、支払った日及び支払手段
- ⑫ 下請代金の支払につき手形を交付した場合は、手形の金額、手形を交付した日及び手形の満期
- ⑬ 一括決済方式で支払うこととした場合は、金融機関から貸付け又は支払を受けることができることとした額及び期間の始期並びに親事業者が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関へ支払った日
- ⑭ 電子記録債権で支払うこととした場合は、電子記録債権の額、下請事業者が下請代金の支払を受けることができることとした期間の始期及び電子記録債権の満期日
- ⑮ 原材料等を有償支給した場合は、その品名、数量、対価、引渡しの日、決済をした日及び決済方法
- ⑯ 下請代金の一部を支払い又は原材料等の対価を控除した場合は、その後の下請代金の残額
- ⑰ 遅延利息を支払った場合は、遅延利息の額及び遅延利息を支払った日

※ 下請代金の額として算定方法を記載した場合には、その後定まった下請代金の額及びその定まった日を記載しなければなりません。また、その算定方法に変更があった場合、変更後の算定方法、その変更後の算定方法により定まった下請代金の額及び変更した理由を記載しなければなりません。

■ 電磁的記録の作成・保存

以上の項目を記録した電磁的記録を作成し、保存することが認められています。

3. 発注段階で問題となるおそれのある取引事例と留意点

- ① テレビ局の関係等により、業務の細かい内容や取引条件等を下請事業者に示すことができないが、締切が決まっているため、口頭で下請事業者に業務を発注している。

留意点 ⇒ 下請取引において親事業者は、発注に際して具体的必要事項をすべて記載

した発注書面（P 3 2 参照）を下請事業者に対して交付しなければなりません（下請代金法第 3 条「書面交付の義務」）。

なお、例外的な発注書面（3 条書面）の交付方法として、例えば、放送番組に係る情報成果物作成委託において、その成果物の具体的な内容が確定していない場合等正当な理由がある場合には、あらかじめ定めることのできる内容を記載した上で、記載できなかった事項については、その理由と内容を定める予定期日を付記する方法が認められています（P 3 4 参照）。この場合には、当初、発注書面（3 条書面）に記載されていない事項について、その内容が確定した場合には、直ちに、当該事項を記載した書面（補充書面）を交付することが必要となります。また、これらの書面について、相互の関連性が明らかになるようにすることが必要です。

発注書面（3 条書面）の給付の内容については、委託内容を全て記載することが困難な場合でも、下請事業者が「給付の内容」を概ね理解できる程度の内容は記載する必要があります。アニメーションの制作工程毎の参考例は以下のとおりです。

【記載事項の参考例】

- [脚 本] 作品名、原作の有無、シリーズ構成の有無、担当話数、シナリオ打合せ日
- [監督・演出] 作品名、担当業務、担当話数、親事業者から下請事業者への支給材料（キャラクター設定、美術設定、シナリオ等）及び支給日
- [絵コンテ] 作品名、担当業務、担当話数、支給材料及び支給日
- [レイアウト・原画等] 作品名、レイアウト、原画、動画、グロス契約の場合の基準件数、話数、支給材料及び支給日
- [背 景] 作品名、1話当たりのカット数、美術監督業務の有無、支給材料及び支給日
- [仕上げ] 作品名、1話当たりの基準枚数、色指定、検査、話数、支給材料及び支給日
- [撮 影] 作品名、話数、内容、支給材及び支給日、収録・データ管理の有無
- [音 響] 作品名、話数、作品内容、支給材料及び支給日、声優の指定の有無
- [編 集] 作品名、話数、支給材料及び支給日
- [話数(シリーズ)グロス] 作品名、担当話、担当工程、支給材料及び支給日

- ② 下請事業者に業務を委託する際には、発注書を交付しているが、必要記載事項のうち、下請代金に関わる内容として、数量（カット数等）のみを記載し、単価は記載していない。単価については、別途、作業単価表を作成し、それを発注書とは別に下請事業者に渡している。

留意点 ⇒ 発注書面の交付は、原則として発注の都度必要となります。しかしながら、継続的に取引を行っている下請事業者との間で、取引条件のうち基本的事項が一定している場合には、あらかじめ書面によって通知することで個々の発注の際に交付する発注書面に記載することを省略できます。

ただし、発注書面に記載の委託内容に一致する単価が明確に分かること並びに発注書面に「単価に関しては、○年○月○日付けで交付した作業単価表による」等を付記し、関連付けを行うこと及び「新たな通知が行われるまでの間は有効である」旨を明記することが必要となります。

- ③ 会社等の「法人」に業務を委託する場合は、発注書面を交付しているが、「個人事業者」に業務を委託する場合には、発注書面を交付していない。

留意点 ⇒ 下請代金法上、下請事業者とは、「個人又は資本金の額もしくは出資の総額が一定の額以下の法人たる事業者（P 9、P 10参照）」と規定されています。

したがって、親事業者は、下請事業者が個人であるか法人であるかを問わず、発注書面（3条書面）を交付しなければなりません。

- ④ 発注時に見積書の提出を求めることや発注単価について事前協議を行わず、情報成果物が納入された後に下請代金の額を提示している。

留意点 ⇒ 下請代金の額の決定に当たって、見積協議等が行われず、納品後に親事業者から一方的に下請代金の額（発注単価）が提示され、この金額が、通常支払われる対価よりも低い額である場合には、「買ったたき」に該当するおそれがあります。

したがって、下請代金の決定に当たっては、下請事業者から見積書を提出してもらい、十分に話し合い、双方の納得のいく額とすることが肝要です。また、正当な理由があって正式な発注前に下請代金の額を定めることができない場合であってかつ、算定方法でも記載できない場合は、発注後できる限り速やかに定め、委託業務完了後に決定するといったことがないようにすることが必要です。

- ⑤ 知的財産権（著作権）の譲渡対価については、その価値が未知数であるため、発注段階では明記できないため、対価を記載しなかった。

留意点 ⇒ 個別の作品に係る著作権の価値の予測は難しいかもしれませんが、委託内容が具体的に確定しているのであれば、その予測は取引の結果に係るリスクの問題であり、取引に必要な客観的条件が整わないために譲渡対価を決められないということではありません。

- ⑥ 知的財産権が親事業者・下請事業者のどちらに発生するのか発注時には分からないため、契約において親事業者に帰属することとしているが、そもそ

も下請事業者に知的財産権が発生しない可能性もあるため発注書面（3条書面）には、その旨は記載しないことにした。

留意点 ⇒ 下請事業者に帰属する知的財産権を「給付の内容」に含んで親事業者に譲渡させるのであれば、3条書面に記載する必要があります。

⑦ 下請事業者に著作権が発生する情報成果物作成委託において、著作権を譲渡させることについて、後日、著作権譲渡契約書を締結する予定であるため、発注書面（3条書面）の給付内容に著作権の譲渡を含む旨の記載はせず、また、著作権の譲渡対価は下請代金の額に含めず、下請代金の額を決定し発注書面（3条書面）を交付した。

留意点 ⇒ 著作権について、下請事業者と十分に協議・契約書等書面での合意なく、無断で二次使用した場合には、著作権侵害に該当すると考えられますので、注意が必要です。

なお、委託した給付の内容に含まず、後日、著作権については譲渡対価を支払って譲渡させるという場合には、発注書面（3条書面）に著作権の譲渡について記載する必要はありません。

B. 発注変更段階

1. 発注変更段階での留意事項

1) 発注内容の変更

契約は、「申込み」と「承諾」によって成立しますが、一旦契約が成立すると契約当事者に拘束力が生じ、契約違反（債務不履行）など契約の解除事由がない限り、一方のみの意思では契約内容を変更したり、消滅（解除）させたりすることはできません。

後々契約上のトラブルが生じることのないよう、発注者は大幅に発注内容を変更しようとする際には、代金の額の見直しを含め、当事者間で十分に協議し、発注内容を変更する書面（ここでは、「変更書面」という。）を交付することが必要です。

一方、下請代金法では、下請事業者の責任がないのに、親事業者が下請事業者に対して、**費用を負担せずに委託内容の変更（発注の解除を含む）** 又は**やり直しをさせること**は、下請事業者に当初の委託内容からすれば必要ない作業を無償で行わせることとなり、それにより下請事業者の利益が損なわれるため、このような不当な給付内容の変更及び不当なやり直しについては禁止されています。

■下請事業者に責任があるとして、委託内容の変更（発注取消を含む）、やり直しさせることができる場合

- (1) 下請事業者の要請により委託内容を変更する場合
- (2) 情報成果物等を受領前に、発注書面（3条書面）に明記された委託内容とは異なること又は瑕疵等があることが合理的に判断され、委託内容を変更させる場合
- (3) 情報成果物等の受領後、発注書面に明記された委託内容と異なるため又は瑕疵等があるためやり直しをさせる場合

■新たな発注書面（3条書面）の交付

当初の発注内容と異なる作業を要請することが、新たに委託したと認められる場合には、当該発注に際して新たに発注書面（3条書面）を交付することが必要となります。例えば、委託内容が、当初セル画1万枚の作成から1.5万枚の作成に変更されるようなケースでは、追加分の0.5万枚の作成は新たな委託行為（発注）がなされたものと認められます。このように、新たに発注の追加や発注数量を増加した場合は、新たな発注として、新たに発注書面（3条書面）を交付することが必要となります。

他方、当初の発注内容から数量等を減少させる変更の場合、新たな発注が行われたものではないため発注書面（3条書面）を交付する必要はありませんが、給付内

容の変更該当します。この場合、下請事業者が既に契約遂行上必要となる経費を負担している場合があるが、当該経費すべてを親事業者が負担すれば、「不当な給付内容の変更」として下請代金法上の問題とはなりません。

2) 下請事業者に対する発注の取消し・不利益な発注変更

下請事業者に責任がないのに、一方的に発注の取消（契約の解除）や発注内容の変更を行い、下請事業者に不利益を与えることは、「不当な給付内容の変更」及び「不当なやり直し」に該当するものとして下請代金法上問題となるおそれがあります。

この場合、親事業者が費用の全額を支払わずに、下請事業者に対して、「給付内容の変更」を求めることができるのは、上記1)に記載したとおり、3つのケースに限定されています。

3) 買ったときの禁止（再掲）

P 3 0 参照。

2. 発注内容の変更時に問題となるおそれのある取引事例と留意点

- ① 情報成果物の制作過程で、当初の発注内容が変更することがあるが、下請事業者に対しては、口頭のみで伝えた。

留意点 ⇒ 口頭発注は、発注内容等が後々不明確になることが予見され、契約上のトラブルの原因となります。このため、下請代金法では、発注書面（3条書面）の必要記載事項（P 3 2 参照）として、「下請事業者の給付の内容」等を記載することを義務づけています。

また、発注内容の変更が、業務の追加等である場合には、新たな発注として、当初の発注時と同様に、親事業者は下請事業者から業務追加分に係る見積書を提出してもらい、双方が協議の上、業務追加分の下請代金を定め発注書面を交付することが必要です。

なお、取引の過程で、発注書面（3条書面）に記載されている委託内容の変更や明確化した場合についても、親事業者は下請代金法第5条の規定に基づき、下請取引の給付内容、下請代金の額等について記載した書類（5条書類）を作成し、保存することが必要となります。

- ② 当初、下請事業者に対して、セル画の制作約1万枚を発注していたが、カット数を増やすことになったため、1.5万枚に変更した。下請事業者から、作業量の増加に伴う下請代金の値上げを要求されたが、当初の下請代金の額に据え置くこ

とにした。

留意点 ⇒ 前掲「新たな発注書面（3条書面）の交付」参照

- ③ アニメ制作の作成過程で、テレビ局などの都合で、一方的にプロットやキャラクターが変更されたため、それに伴い、下請事業者にセル画制作のやり直しを依頼した。

留意点 ⇒ 下請事業者には責任がないのに、作業のやり直しを行わせ、やり直しの費用を下請事業者には負担させる場合は、「不当なやり直し」に該当し、下請代金法上問題となるおそれがあります。

- ④ リテイク¹は通常、作品を仕上げる過程の中で必要なものであるため、絵コンテ、原画・動画、背景画像等の情報成果物の作成委託に着手する前に、親事業者と下請事業者とが協議しある程度のリテイクをあらかじめ見込んでいたが、実際には想定以上に極端に多くなった場合でも、想定以上のリテイクの対価は下請代金に反映されない。

留意点 ⇒ アニメーション制作においては、下請事業者が作成した絵コンテ、原画・動画、背景画像等の情報成果物が、親事業者の注文内容（仕様）を満たしているかどうかの評価は親事業者の価値判断に委ねられるケースが多く、また、作業の特性上事前に検収条件（検収方法、検収内容等）を明確に発注書面（3条書面）に記載することは困難なケースがあります。そのため、親事業者が下請事業者から情報成果物を受領する前又は受領した後に関わらず、発注書面（3条書面）上は必ずしも明確ではないが下請事業者の給付の内容が注文内容と異なる又は瑕疵があると判断できるような場合であって、親事業者がやり直し等をさせる際には、その費用について下請事業者と十分な協議をした上で合理的な負担割合を決定し、それを負担する必要があります。親事業者が一方的に負担割合を決定することにより下請事業者に不当に不利益を与える場合には、「不当なやり直し」に該当します。

- ⑤ 放送日も発注代金も未定のままアニメーションの制作を委託していたが、番組が放送の予定の目処が立たず中止することになったので、アニメーション制作業者との契約を打ち切ることにした。

留意点 ⇒ 制作途中の発注の取消しは、アニメーション制作業者の責任によるもの

¹ アニメーション制作の過程における、内容を刷り合わせてゆく中で、お互い合意している修正作業

ではないことから、「不当な給付内容の変更」に該当するおそれがあります。

このため、アニメーション制作に要した経費について負担し、経済的な損失を与えることがないようにする必要があります。

C. 受領段階

1. 受領段階での留意事項

1) 受領拒否の禁止

親事業者が、下請事業者に責任がないのに、下請事業者が納期に納品してきた情報成果物等の受領を拒否することは、「受領拒否の禁止」に該当する行為として、下請代金法上問題となるおそれがあります。「受領拒否」には、下請事業者が納入する給付の目的物を指定した納期に受け取らないことのほか、発注の取消し（又は契約の解除）をして、給付の目的物を受領しない行為も含まれます。

■下請事業者に責任があるとして、受領拒否できる場合

親事業者が、下請事業者に責任があるとして、下請事業者が納品してきた情報成果物等を受領拒否できるのは、

- (1) 下請事業者が納品してきた情報成果物等が注文（仕様）とは異なる場合や瑕疵がある場合
- (2) 指定した納期までに納入されなかったため、そのものが不要になった場合（ただし、無理な納期を指定している場合等は除く。）

に限定されています。

2) 返品の禁止

親事業者が、下請事業者に責任がないのに、下請事業者から受領した情報成果物等を返品することや、下請事業者に責任がある場合であっても直ちに発見できる瑕疵等の場合には、受領後速やかに返品しなければ、「返品の禁止」に該当するものとして、下請代金法上問題となるおそれがあります。

■下請事業者に責任があるとして、返品できる場合

親事業者が、下請事業者に責任があるとして、下請事業者から受領した情報成果物等を返品できるのは、

- (1) 注文（仕様）と異なる情報成果物が納入された場合
- (2) 汚損・毀損等された情報成果物等が納入された場合

に限定されています。

■返品することができる期間

- (1) 直ちに発見できる瑕疵の場合

通常の検査で直ちに発見できる瑕疵の場合、発見次第速やかに返品する必要

があります。

なお、全数検査を行う場合、受領後検査に要する標準的な期間内で不合格品(不良品)を速やかに返品することは認められていますが、親事業者が意図的に検査期間を延ばし、その後に返品することは認められていません。

(2) 直ちに発見できない瑕疵の場合

通常の検査で発見できない瑕疵で、ある程度期間が経過した後に発見された瑕疵については、その瑕疵が下請事業者に責任があるものである場合は、情報成果物等の**受領後6か月以内**に返品することは問題ありませんが、6か月を超えた後に返品すると下請代金法違反となります。

3) 不当な給付内容の変更及びやり直しの禁止

親事業者は、下請事業者に対し、有償でやり直しを求めることは許されますが、下請事業者に責任がないにもかかわらず、無償でやり直しを求めることは下請代金法違反となります。

なお、下請事業者が納品した情報成果物等に瑕疵があるなど、下請事業者に責任があり、下請代金の支払前(受領後60日以内)にやり直しをさせる場合には、やり直しをさせた後の物品等を受領した日が支払期日の起算日となります。

■下請事業者に責任があるとして、やり直しを求めることができる場合

下請事業者に責任があるとして、親事業者が費用を全く負担することなく下請事業者に対して「給付内容の変更」又は「やり直し」をさせることが認められるのは、

- (1) 下請事業者の要請により給付の内容を変更する場合、
- (2) 受領前に発注(仕様)とは異なること、又は、瑕疵等があることが見付き、給付の内容を変更させる場合、
- (3) 受領後に、発注(仕様)と異なるため、又は、瑕疵等があるためやり直しをさせる場合

の3つのケースに限定されています。

■「不当な給付内容の変更」「不当なやり直し」に該当する場合

次の場合には、親事業者が費用の全額を負担することなく、下請事業者の給付の内容が委託内容と異なること又は下請事業者の給付に瑕疵等があることを理由として、変更又はやり直しを要請することは認められません。

- (1) 下請事業者の給付の受領前に、下請事業者から委託内容を明確にするよう求めがあったにもかかわらず親事業者が正当な理由なく仕様を明確にせず、下請事業者に継続して作業を行わせ、その後、給付の内容が委託内容と異なるとする場合

- (2)取引の過程において、委託内容について下請事業者が提案し、確認を求めたところ、親事業者が了承したので、下請事業者がそれに基づき製造等を行ったにもかかわらず、給付内容が委託内容と異なるとする場合
- (3)恣意的に検査基準を厳しくし、委託内容と異なる又は瑕疵があるとする場合
- (4)通常検査で瑕疵等のあること又は委託内容と異なることを直ちに発見できない下請事業者からの給付について、受領後1年を経過した場合

ただし、親事業者がユーザー等に対して1年を超えた瑕疵担保期間を契約している場合に、親事業者と下請事業者がそれに応じた瑕疵担保期間をあらかじめ定めている場合は除きます。例えば、親事業者がユーザー等に5年の瑕疵担保期間を定めている場合、下請事業者との間でも事前に受領から5年以内の瑕疵担保の合意をしているのであれば、その範囲で認められるということです。

なお、通常検査で直ちに発見できる瑕疵の場合は、発見次第速やかにやり直しを求める必要があります。

■放送番組等の情報成果物作成委託における「給付内容の変更」「やり直し」

放送番組等の情報成果物作成委託において、下請事業者が作成した情報成果物が親事業者の委託内容を満たしているかどうかは、親事業者の価値判断等により評価される部分があり、事前に給付を充足する条件を明確に3条書面に記載することが不可能な場合があります。

このような場合において、親事業者が、給付の受領の前後を問わず、3条書面上は必ずしも明確ではないが下請事業者の給付の内容が委託内容と異なる又は瑕疵等があるとし、やり直しをさせたり追加の作業をさせることは、親事業者がやり直し等をさせるに至った経緯等を踏まえ、やり直し等の費用について下請事業者と十分な協議をした上で合理的な負担割合を決定し、それを負担すれば、下請代金法違反とはなりません。

ただし、親事業者が一方的に負担割合を決定することにより下請事業者の利益を不当に害する場合には、下請代金法違反となります。

なお、この場合においても、前記「■「給付内容の変更」「やり直し」に該当する場合」の(1)から(4)に該当する場合には、親事業者が費用の全額を負担することなく、下請事業者の給付の内容が委託内容と異なる又は瑕疵等があることを理由としてやり直し等を要請することは認められません。

2. 受領段階で問題となるおそれのある取引事例と留意点

① テレビ局などの都合で、予定していたアニメーション作品の放送が中止になったため、下請事業者に委託していた情報成果物について、納期になっても受領しないことにした。

留意点 ⇒ 下請事業者に発注し下請事業者が納品してきた情報成果物等を、下請事業者に責任がないのに、親事業者がその受領を拒否することは、「受領拒否の禁止」に該当し、下請代金法上問題となります。

② 毎週継続的に放送される予定のアニメーション作品が、視聴率の低下などによって、急に打ち切られてしまったので、未放送分に係る情報成果物については、下請事業者に対して返品した。

留意点 ⇒ 下請代金法上、親事業者が下請事業者に対して、給付目的の情報成果物等を受領した後返品できるのは、下請事業者にある場合において、速やかに返品を行う場合のみです。

上記②のケースでは、下請事業者の責任はないと思われるので返品は認められません。

③ 発注時はテレビ放映を目的としたものとして下請事業者に発注していたアニメーション作品について、テレビ放映された後、DVD化の計画が持ち上がったため、下請事業者に対して、DVD化のためにリメイク（DVDリメイク²）を要請した。

留意点 ⇒ テレビ放映のみを目的としたものとして下請事業者に対して発注していたものについて、この場合のDVDリメイクは、「やり直し」ではなくDVD化のための新たな発注と考えられることから、情報成果物作成委託等を行ったと認められます。したがって、事前に下請事業者と十分な協議を行った上で3条書面を交付しないと下請代金法上問題となります。

④ アニメーション作品の完成後、作品を見たスポンサーなどから修正指示が出たため、下請事業者に対してやり直しを要請した。

留意点 ⇒ 下請事業者には責任がないのに、親事業者が成果物を一旦受領したにも関

² TV・映画の放映に合わせた仕様で一旦納品したものを、その後、発注者がDVDとしてパッケージ化するために、改めて追加作業を要請すること

ならず、その後、無償でやり直しをさせ、下請事業者の利益を不当に害する場合は「不当なやり直し」に該当します。

D. 支払段階

1. 支払段階の留意事項

1) 下請代金の支払方法

下請代金法上、下請代金の支払方法に関して、「現金によること」等々の定めはありませんが、他方、下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準では「親事業者は、下請代金の支払は、発注に係る物品等の受領後、できる限り速やかに、これを行うものとする。また、下請代金はできる限り現金で支払うものとし、少なくとも賃金に相当する金額については、全額を現金で支払うものとする。」とされており、また、「下請代金を手形で支払う場合には、手形期間の短縮化に努める」ことや「一括決済方式³を用いる場合には、「その加入及び脱退は下請事業者の自主的判断を十分尊重すること。」、「下請事業者に対し、支払条件を従来に比して実質的に不利となるよう変更しないこと及び一括決済方式に変更することによって生じる費用を負担させないこと。また、加入しない下請事業者に対し、これを理由として不当に取引の条件又は実施について不利な取扱いをしないこと。」等に配慮するものとされていますので、これらについても留意することが必要です。

2) 支払方法の変更と下請代金の額

下請事業者との間で支払手段を通常は手形と定めているが、下請事業者の希望により一時的に現金で支払う場合がありますが、この場合、下請代金から親事業者の短期調達金利相当額の範囲の額を差し引くことは下請代金法上問題とはなりません、当該短期調達金利相当額を超えて差し引くと、「下請代金の減額の禁止」に該当するものとして、下請代金法違反になります。

また、下請事業者からの要請を機に、今後は一時的にではなく恒常的に現金で支払うという場合は、発注書面（3条書面）に記載する支払方法を「現金払い」と記載すること、又は、下請事業者に対して現金払いに変更する旨を改めて通知していることが必要となります。

なお、この場合には、発注書面に記載された下請代金の額から短期調達金利相当額を差し引くことは「下請代金の減額の禁止」に該当し下請代金法違反になります。

3) 支払遅延の禁止と遅延利息の支払義務

親事業者が、発注書面（3条書面）に記載されている支払期日までに下請代金の全額

³ 親事業者、下請事業者及び金融機関の間の約定に基づき、下請事業者が下請代金の全部又は一部に相当する下請代金債権を担保とし又は譲渡して金融機関から当該下請代金の額に相当する金銭の貸付け又は支払を受けることができるとし、親事業者が当該下請代金債権の額に相当する金銭を当該金融機関に支払うこととする方式。

を支払わなければ、「支払遅延」に該当し、下請代金法違反となります。

前述のとおり、支払期日は、情報成果物等を受領した日（受領日当日を含む）から60日の期間内でできるだけ短い期間内に定める義務があります（支払期日を定める義務）。また、支払遅延となった場合、情報成果物等の受領日から起算して60日を経過した日から当該下請代金の支払いをする日までの日数に年率14.6%を乗じた額を遅延利息として下請事業者に対して支払うことが義務付けられていますので、この点についても注意が必要となります。

なお、下請事業者の給付が注文（仕様）と異なる場合及び瑕疵があった場合において、下請事業者にやり直しさせた場合には、再受領した日が支払期日の起算日となります。

4）有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止

下請代金法上、親事業者が下請事業者の給付に必要な原材料等を有償で支給している場合に、下請事業者には責任がないのに、当該原材料等を用いた給付に対する下請代金の支払日より早い時期に、当該原材料等の対価を相殺したり、支払わせたりすると、「有償支給原材料等の対価の早期決済」に該当することになり、下請代金法違反となります（下請代金法第4条第2項第1号）。

このような規制が設けられているのは、親事業者が有償で支給した原材料等の対価を早期に決済することは、下請代金の支払遅延の場合と同様に、下請事業者の受け取るべき下請代金の額を減少させ、資金繰りが苦しくなるなど下請事業者が不利益を被ることを防止するためです。

下請代金の対象となった情報成果物等に使用された原材料かどうかの管理ができていないと、「有償支給原材料の早期決済の禁止」に違反してしまう可能性があるため、納品される情報成果物等の下請代金の支払期日や受入検査期間、下請事業者の委託業務の実施期間等を考慮して、最低限、下請代金の支払と有償支給原材料等の対価の決済が「見合い相殺」になる仕組みにしておくこと等が不可欠です。

5）下請代金の減額の禁止

発注時に決定した下請代金を下請事業者の責任がないのに発注後に減額すると下請代金法違反となります。

発注後いつの時点でも、金額の多少、名目、方法を問わず「減額」として本法の違反となります。また、歩引き、リベート、システム利用料など発注前に下請事業者と合意したものであったとしても、下請事業者の責任のない理由により発注書面（3条書面）に記載された下請代金を減額するものである場合には、「下請代金の減額」に該当し、下請代金法上問題となるので注意する必要があります。

■下請事業者には責任があるとして下請代金の額を減額できる場合

下請事業者には責任があるとして、例外的に減額が許される場合は、以下の場合に限定されています。

- (1) 納期遅れや瑕疵等があるとして、受領拒否又は返品したものがある場合、その分に相当する金額を下請代金から差し引く場合
- (2) 納期遅れや瑕疵等があるとして、受領拒否又は返品ができるのにそれをしないで親事業者が自ら手直しをした場合、手直しに係る費用（客観的に相当と認められる額）を差し引く場合
- (3) 瑕疵等又は納期遅れによる商品の価値の低下が明らかな場合、客観的に相当と認められる金額を差し引く場合

2. 支払段階で問題となるおそれのある取引事例と留意点

① アニメーション作品の完成後、スポンサーから、「アニメーションの背景が、思っていたイメージと違う」とのクレーム及び代金の値引きを求められたため、背景画の制作を委託した下請事業者への下請代金を減額して支払った。

留意点 ⇒ 発注時に決定した下請代金を、下請事業者の責任がないのに、発注後に減額することは、「下請代金の減額」に該当し、下請代金法違反となります。親事業者が下請代金の額を減額できるのは、下請事業者には責任がある場合（上記 5）参照）に限定されています。上記①のケースで、背景画について親事業者としては瑕疵等がないものとして一旦受領したもので、その後のスポンサーからのクレームについては、下請事業者の責任ではないと考えられるため、これをもって下請代金の額を減額することは、下請代金法上問題となります。

② 発注者から委託を受けている監督や演出家から、絵コンテや脚本などの制作を委託している下請事業者に対して修正を指示することがあるが、その指示の内容等が親事業者の発注管理者に伝わらず、発注内容の変更や追加作業分の下請代金が支払われないことがある。

留意点 ⇒ 業務管理者（監督、演出家）からこのような要請があり、下請事業者が当該要請に従い情報成果物を作成し直すのであれば、一般に、親事業者が給付内容を変更したものとされ、追加作業等に要する費用を負担せず、下請事業者の利益を不当に損ねることとなれば「不当な給付内容の変更の禁止」に該当します。

また、追加作業が新たな発注と見られる場合は、発注書面を交付しなければ、下請代金法第3条に違反することになります。

③ テレビ番組のコーナー番組に使うアニメーションの制作を下請事業者に委

託している。出来上がったアニメーションを持ってこさせ、検査をして改善すべきところがあれば指示し、直させることにしている。そして、出来上がった番組が正式に納入された時点を受領日（支払起算日）として下請代金を支払っている。これについては下請事業者も合意している。

留意点 ⇒ 情報成果物作成委託において、親事業者が作成の過程で、委託内容の確認や今後の作業について指示等を行うことがあります。この場合、親事業者が情報成果物を一時的に自己の支配下に置くことになり、この時点が「受領」（支払起算日）となり、その日を含め、60日以内に定めた支払期日までに下請代金を支払わないと、「下請代金の支払遅延の禁止」に該当することになります。

しかしながら、親事業者が情報成果物を自己の支配下に置いた時点では、当該情報成果物が委託内容の水準に達しているかどうか明らかでない場合であって、かつ、あらかじめ親事業者と下請事業者との間で、親事業者が支配下に置いた当該情報成果物が一定の水準を満たしていることを確認した時点を受領とする旨を合意している場合には、当該時点を受領日とし、親事業者の支配下に置いた時点を直ちに受領日とする必要はありません。したがって、出来上がった情報成果物が一定の水準を満たしていることを確認した時点を受領日（支払起算日）として下請代金を支払えば下請代金法上問題とはなりません。

③ TV局から、放映予定となっていたアニメーション作品について、スポンサーが集まらない等の理由で延期する（再開時期は未定）との話があったため、アニメーション制作業務との取引を一時中断し、下請事業者への代金の支払いは、「再開したときに払う」ことにした。

留意点 ⇒ 情報成果物作成委託等のキャンセル（契約の解除）は、下請代金法上では「給付内容の変更」にも該当することになります。この場合のキャンセルの理由は、スポンサーが集まらない等の発注者側の都合であって下請事業者の責任ではないため、当該委託業務の実施に当たり下請事業者に発生した費用を親事業者が全て負担しない場合には、「不当な給付内容の変更」に該当することになり、下請代金法上問題となります。

また、制作費の支払いに当たっては、発注書面（3条書面）に明記されている支払期日（情報成果物等の受領日から起算して60日以内で定めた日）までに支払わなければ「下請代金の支払遅延」に該当することになります。

E. 下請事業者に対する要請

1. 下請事業者に対して要請を行う際の留意事項

1) 購入・利用強制の禁止

親事業者は、注文した給付の内容の均一性を維持するためなどの正当な理由がないのに、自社製品や自社が指定した第三者の商品の購入、自社のサービスや自社が指定する第三者のサービスを利用するよう下請事業者に対して強制することは「購入・利用強制」に該当するものとして、下請代金法違反となります。

このような購入・利用強制が禁止されるのは、下請事業者は、親事業者の押し付け販売等を拒否することが困難な場合が多いためです。

■ 強制か否かの判断基準

下請取引においては、親事業者が任意に購入等を依頼したと思っても、下請事業者にとっては、その依頼を拒否できない場合もあり得るので、事実上、下請事業者が購入等を余儀なくされたか否かによって判断されます。このため、購買・外注担当者等下請取引に影響を及ぼすこととなる者が下請事業者に自己の指定する物の購入・役務の利用を要請することは、「購入・利用強制」に該当するおそれがあるので、十分な注意が必要です。

また、下請代金法が適用されない場合でも、取引上優越した地位にある事業者が、継続して取引する相手方に対し、自己の指定する製品を不当に購入させたり、サービスを不当に利用させたりする行為は、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に該当するおそれがあります。

2) 不当な経済上の利益の提供要請

親事業者が下請事業者に対し、経済上の利益の提供を求め、下請事業者の利益を不当に害することは下請代金法上禁止されています。

正当な理由がないのに、下請事業者が親事業者のために協賛金、従業員のパ遣等の経済上の利益を提供させられることにより、下請事業者の利益が不当に害されることを防止するためです。

■ 不当な経済上の利益の提供要請に該当する場合

- (1) 購買・外注担当者等下請取引に影響を及ぼすこととなる者が下請事業者に金銭・労働力の提供を要請すること。
- (2) 下請事業者ごとに目標額又は目標量を定めて金銭・労働力の提供を要請すること。

- (3) 下請事業者に対して、要請に応じなければ不利益な取扱いをする旨示唆して金銭・労働力の提供を要請すること。
- (4) 下請事業者が提供する意思がないと表明したにもかかわらず、又はその表明がなくとも明らかに提供する意思がないと認められるにもかかわらず、重ねて金銭・労働力の提供を要請すること。
- (5) 情報成果物等の作成に関し、下請事業者に知的財産権が発生する場合がありますが、下請事業者の給付の内容に知的財産権を含まない場合において、下請事業者に発生した知的財産権を、作成の目的たる使用の範囲を超えて親事業者に無償で譲渡・許諾させること。

2. 下請事業者への要請について問題となるおそれのある取引事例と留意点

① アニメーションの制作を委託した下請事業者に対して、自社が劇場に配給することになった映画作品の前売りチケットを年間取引額に応じて枚数を示して、購入するよう依頼した。

留意点 ⇒ 親事業者が自己の指定する「物」や「役務」の購入又は利用を強制することは「購入・利用強制の禁止」として、下請代金法違反になります。任意に購入する場合は、基本的には「購入・利用強制」に該当しませんが、上記のような場合では、「年間取引額に応じた枚数」との枚数に関しても依頼がなされており、実質的に、下請事業者の任意によるものとは言い難いため、「購入・利用強制の禁止」に該当するおそれがあります。

② シリーズ化されているアニメーション作品の場合、例えば、1つ目のシリーズと2つ目のシリーズでは、背景画等の制作者（下請事業者）を替えることがありますが、1つ目のシリーズで制作・使用した背景画を、2つ目のシリーズで再度使用することがあります。当該背景画は、当社（親事業者）が制作費を負担して下請事業者に制作させたものでありますので、次のシリーズでも今回と同様に使用する予定です。

留意点⇒ 背景画について、著作権⁴が認められるか否かはケースバイケースですが、発注書面（3条書面）に、権利の譲渡の有無や利用許諾の場合にはその範囲等を記載する必要があります。著作権の譲渡を前提とした取引であれば、二次利用、三次

⁴ 著作権法上、原稿、イラスト、ビデオ等の作成依頼の場合は、依頼を受けて作成した者が著作権者として、権利の保護を受けることになる。著作権者は自分の作った著作物を無断で利用されない権利を持っているため、著作物を利用する場合には、原則として、著作権者の了解が必要。

利用との関係で問題とはなりませんが、当然のことながら、利用許諾の範囲を超えて利用することはできません。

また、譲渡・利用許諾いずれの場合でも、対価を支払わずに利用することは「不当な経済上の利益提供の禁止」に該当するおそれがあります。

F. その他

1. 申告等を理由とする下請事業者に対する不利益措置の禁止

下請代金法は、下請事業者が公正取引委員会や中小企業庁に下請代金法違反行為を知らせたことを理由として、下請事業者に対して取引数量を減少させたり、取引を停止する等の不利益な取扱いをすることを禁止しています。

2. 営業秘密の取扱い

営業秘密の管理に係る任務を負う者が、その任務に背いて、複製禁止の資料を無断で複製する行為、消去すべきものを消去したように偽装する行為等が改正不正競争防止法（平成21年4月30日交付）により、新たに刑事罰の対象となりました。同改正を受け、平成22年4月9日、経済産業省（経済産業政策局知的財産政策室）により営業秘密管理指針が改訂されました。中小企業等の利便性から同管理指針と併せて、チェックシート、各種契約書等の作成例、各種ガイドライン、導入手順例等が公表されたことから、各事業者においては、同管理指針を参照するなどして営業秘密の取扱いについての理解を深めるとともに、親事業者にあつては、下請事業者に損失を与えることのないよう十分な配慮を行うことが求められます。

【改訂営業秘密管理指針（概要）】

- 会社間で取引等を行う場合には、秘密保持の対象となるか否かを明確に定めた秘密保持契約を締結する。
- 取引先に対しては、契約の中で、秘密保持義務のみならず必要に応じて取引先企業における営業秘密の適正管理について規定することも考えられる。ただし、それぞれの事業者によって、営業秘密の合理的な管理のレベルに差があることを考慮すべきである。
- 取引先の元従業員を採用する際には、当該元従業員が前職において負っていた秘密保持義務等の内容について確認し、資料等の不正な持ち出しや、取引先の営業秘密の不正な開示等、当該秘密保持義務等に違反する行為がなされないよう留意する。

G. ベストプラクティス（取引改善）事例

各段階における取引改善事例や改善への取り組みを掲載しました。

①下請取引の管理

制作工程の発注管理システムを導入し、進行状況について制作担当者が直接入力することにした。データとして発注書の発行の有無なども入れている。このシステムは、制作に直接携わる部署以外の支払担当部署でも管理できるようにしている。進行過程における発注書発行などの書類の不備についてもチェックし、対応している。

当該システムの導入により、発注、追加発注、納期管理と支払までが一元化され、また、制作部署、発注部署、支払部署が互いに情報を共有化することが可能となったため、会社として、下請取引の管理の効率化が図られた。

②下請事業者に対する中間払い

原画制作を下請事業者に委託する場合、通常、代金の支払いは原画の完成品が納品された後としているところ。しかしながら、原画制作においては、レイアウト、演出、設定等の工程の中で、様々な調整が行われることがあり、発注から完成品の納品までの期間が長期化するケースが多々ある。このため、下請事業者から要請等があった場合には、完成品の納品前であっても、中間金として下請代金の一部を支払うことにしている。

（参考）「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」

下請事業者と親事業者の間の望ましい企業間取引を推進するため、業種ごとの下請ガイドラインを策定していますが、各下請ガイドラインに記載されている望ましい取引事例等のうち、他の業種にも普及すべきものを共通的な事項としてベストプラクティス集を作成しております。

（URL）

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2009/download/091102ShitaukeBestPractices3rdEditon.pdf>

V. 立入検査・勧告・罰則等

1. 書面調査、立入検査の実施

公正取引委員会及び中小企業庁では、下請取引が公正に行われているか否かを把握するため、毎年、親事業者、下請事業者に対する書面調査を実施しております。また、必要に応じて、親事業者の保存している取引記録の調査や立入検査を実施しております。

2. 勧告、公表

公正取引委員会は、親事業者が下請代金法に違反した場合、それを取り止めて原状回復させること（減額分や遅延利息の支払い等）を求めるとともに、再発防止などの措置を実施するよう、勧告・公表を行っています。

勧告に至らない事案であっても、親事業者に対し改善を強く求める指導を行い、下請代金法の遵守を促しております。

また、中小企業庁長官は、違反親事業者に対して指導を行うとともに、公正取引委員会に対して措置請求を行います。措置請求とは、中小企業庁長官が、公正取引委員会による勧告が相当と考えられる事案について調査結果とともに公正取引委員会に通知し、勧告を行うよう求めることです。

3. 罰金

親事業者が、発注書面を交付する義務、取引記録に関する書類の作成・保存義務を守らなかった場合には、違反行為をした者（本人）のほか、会社も 50 万円以下の罰金に処せられます。

また、親事業者に対する定期的な書面調査において報告をしなかったり、虚偽の報告をすること、公正取引委員会や中小企業庁の職員による立入検査を拒んだり、妨害した場合も同様に罰金に処せられます。

公正取引委員会が行った主な指導事例（平成18年度～23年度のコンテンツ関連業界※への指導事例を抜粋）（1/2）

※放送業、広告業、出版業、映像・音声・文字情報制作業 を対象指導事例の概要	違反法条	業種
放送番組の制作を下請事業者に委託しているA社は、下請事業者に対し、「毎月末日納品締切、翌々月10日支払」の支払制度を採っているため、下請事業者の給付を受領してから60日を超えて下請代金を支払っていた。（平成23年度）	下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）	放送業
広告の制作を下請事業者に委託しているB社は、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、下請事業者の給付を受領しているにもかかわらず、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。（平成23年度）	下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）	広告業
放送番組等の制作を下請事業者に委託しているC社は、自社の事務処理が遅れたことを理由に、下請事業者の給付を受領しているにもかかわらず、あらかじめ定められた支払期限を超えて下請代金を支払っていた。（平成22年度）	下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）	放送業
広告の制作を下請事業者に委託しているD社は、発注担当者を通じて、下請事業者に対し、自社の取引先が販売するイベントのチケットの購入を要請していた。（平成22年度）	購入・利用強制（第4条第1項第6号）	広告業
ウェブサイトの制作等を下請事業者に委託しているE社は、下請事業者に対し、発注元からの発注内容が変更されたことを理由に給付内容を変更したにもかかわらず、それによって生じた費用の一部を負担させていた。（平成22年度）	不当な給付内容の変更・不当なやり直し（第4条第2項第4号）	広告業
広告の制作を下請事業者に委託しているF社は、発注担当者を通じて、下請事業者に対し、自社の取引先が販売するチケット等の購入を要請していた。（平成21年度）	購入・利用強制（第4条第1項第6号）	広告業
印刷物のデザイン等の作成を下請事業者に委託しているG社は、下請事業者に対し、「毎月末日納品締切、翌々月15日支払」の支払制度を採っているため、下請事業者の給付を受領してから60日を超えて下請代金を支払っていた。（平成20年度）	下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）	広告業
広告等の制作を下請事業者に委託しているH社は、下請事業者に対し、「値引」と称して下請事業者を支払うべき下請代金の額から一定額を差し引いて支払うことにより、下請事業者	下請代金の減額（第4条第1項第3号）	広告業

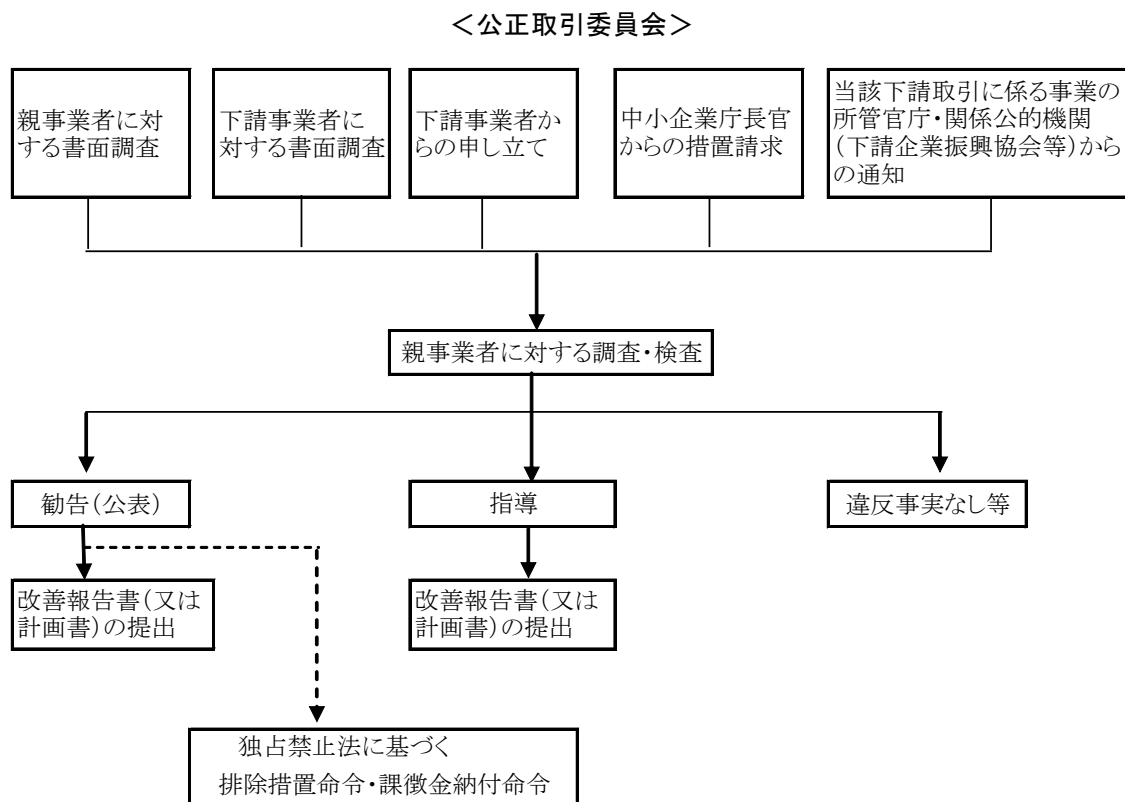
の責めに帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。(平成20年度)		
--------------------------------------	--	--

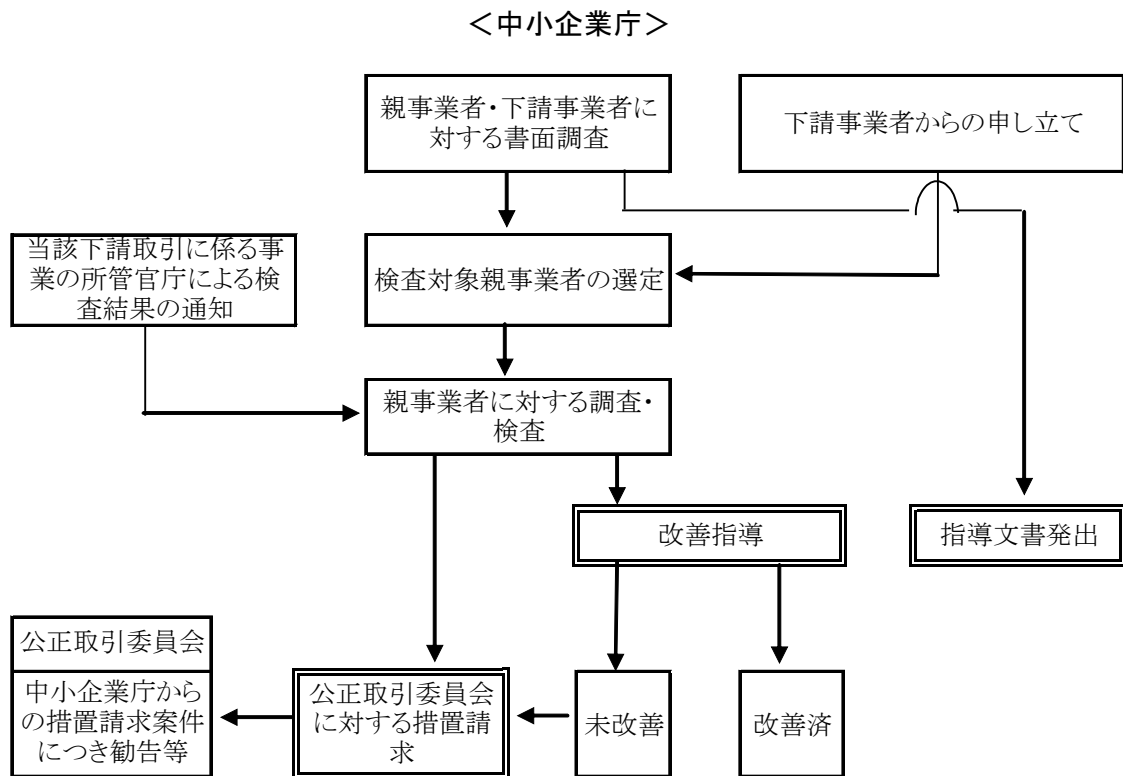
公正取引委員会が行った主な指導事例(平成18年度~23年度のコンテンツ関連業界※への警告事例を抜粋)(2/2)

※放送業、広告業、出版業、映像・音声・文字情報制作業を対象

指導事例の概要	違反法条	業種
テレビ番組等の制作を下請事業者に委託しているI社は、発注担当者等を通じて、下請事業者に対し、自社が主催するイベントのチケット等の購入を要請していた。(平成20年度)	購入・利用強制 (第4条第1項第6号)	放送業
番組制作等の情報成果物の作成を下請事業者に委託しているJ社は、放送月の前月末日に納入された情報成果物の作成に係る下請代金の支払について、「放送月の翌月末日支払」の支払制度を採っていることから、下請事業者の給付を受領してから60日を超えて下請代金を支払っていた。(平成19年度)	下請代金の支払遅延 (第4条第1項第2号)	放送業
自社が発行する雑誌の記事等の制作を下請事業者に委託しているK社は、下請事業者からの給付を受領しているにもかかわらず、支払期日に下請代金を支払っていなかった。(平成19年度)	下請代金の支払遅延 (第4条第1項第2号)	映像・音声・文字情報制作業
テレビ広告等の製作を下請事業者に委託しているL社は、発注担当者等を通じて下請事業者に対して、自社の取引先が販売するコンサート等のチケットの購入を要請していた。(平成19年度)	購入・利用強制 (第4条第1項第6号)	広告業
自社が発行する雑誌の記事等の制作を下請事業者に委託しているM社は、下請事業者の責に帰すべき理由がなく発注後に発注する頁数を変更(削減)したにもかかわらず、当該下請事業者が既に制作していた当該削減頁分に関わる費用を負担していなかった。(平成19年度)	不当な給付内容の変更・不当なやり直し (第4条第2項第4号)	映像・音声・文字情報制作業
番組制作等を下請事業者に委託しているN社は、「毎月末日納品締切、翌々月10日支払」の支払制度を採っているため、下請事業者の給付を受領してから60日を超えて下請代金を支払っていた。(平成18年度)	下請代金の支払遅延 (第4条第1項第2号)	放送業

下請法事件処理フローチャート





VI. 参考資料

1. 下請代金法についての問い合わせ窓口

下請代金法についての相談、問い合わせ、被疑事実の申告等については、所在地を所管する行政機関の窓口にお問い合わせ下さい。

○中小企業庁、経済産業省経済産業局

名称・所在地・電話番号	管轄地域
中小企業庁 事業環境部取引課 〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1 Tel 03(3501)1511(代表) 03(3501)1669(直通)	全国
北海道経済産業局 産業部中小企業課 〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎 Tel 011(709)2311(代表) 011(709)1783(直通) Fax 011(709)1786	北海道
東北経済産業局 産業部中小企業課 〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎 Tel 022(263)1111(代表) 022(221)4922(直通) Fax 022(215)9463	青森県・秋田県・岩手県 山形県・宮城県・福島県
関東経済産業局 産業部中小企業課 〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館 Tel 048(601)1200(代表) 048(600)0321(直通) Fax 048(601)1294	茨城県・栃木県・群馬県 埼玉県・千葉県・東京都 神奈川県・新潟県・山梨県 長野県・静岡県
中部経済産業局 産業部中小企業課 〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2 Tel 052(951)2748(代表) Fax 052(951)9800	愛知県・岐阜県・三重県 富山県・石川県
近畿経済産業局 産業部中小企業課 〒540-8535 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 Tel 06(6966)6000(代表) 06(6966)6023(直通) Fax 06(6966)6083	福井県・滋賀県・京都府 大阪府・兵庫県・奈良県 和歌山県
中国経済産業局 産業部中小企業課 〒730-8531 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館 Tel 082(224)5615(代表) 082(224)5661(直通) Fax 082(224)5643	岡山県・広島県・鳥取県 島根県・山口県
四国経済産業局 産業部中小企業課 〒760-8512 香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎 Tel 087(811)8900(代表) 087(811)8529(直通) Fax 087(811)8558	香川県・徳島県・愛媛県 高知県
九州経済産業局 産業部中小企業課 〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1 Tel 092(482)5447(代表) Fax 092(482)5393	福岡県・佐賀県・熊本県 長崎県・大分県・宮崎県 鹿児島県
沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課 〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 Tel 098(866)1755(直通) 098(860)3710(直通) Fax 098(860)3710	沖縄県

○公正取引委員会

名称・所在地・電話番号	管轄地域
公正取引委員会事務局 経済取引局取引部企業取引課 〒100-8987 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟 (相談関係) 企業取引課 Tel 03(3581)3375 (申告関係) 下請取引調査室 Tel 03(3581)5471	全国
北海道事務所 下請課 〒060-0042 札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎5階 Tel 011(231)6300(代)	北海道
東北事務所 下請課 〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎8F Tel 022(225)8420(直)	青森県・岩手県・宮城県 秋田県・山形県・福島県
中部事務所 下請課 〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館3階 Tel 052(961)9424(直)	富山県・石川県・岐阜県 静岡県・愛知県・三重県
近畿中国四国事務所 下請課 〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館10階 Tel 06(6941)2176(直)	福井県・滋賀県・京都府 大阪府・兵庫県・奈良県 和歌山県
近畿中国四国事務所中国支所 下請課 〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館10階 Tel 082(228)1501(代)	鳥取県・島根県・岡山県 広島県・山口県
近畿中国四国事務所四国支所 下請課 〒760-0068 高松市松島町1-17-33 高松第2地方合同庁舎5階 Tel 087(834)1441(代)	徳島県・香川県・愛媛県 高知県
九州事務所 下請課 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館2階 Tel 092(431)6032(直)	福岡県・佐賀県・長崎県 熊本県・大分県・宮崎県 鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室 〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館6階 Tel 098(866)0049	沖縄県
公正取引委員会電子窓口 URL http://www.jftc.go.jp/denshimadoguchi.html (下請法違反被疑事実についての申告窓口が設置されています。質問・相談については各地方の事務所にお問い合わせください)	全国

2. 「下請かけこみ寺」について

「下請かけこみ寺」は、公益財団法人全国中小企業取引振興協会（以下「全取協」という）が全国規模で実施している事業です。

「下請かけこみ寺」事業は、

- ① 全国の中小企業から寄せられた取引に関する様々な相談等に対して親身になって対応するとともに、
- ② 紛争の早期解決に向けて裁判外紛争解決手続（ADR）の実施、
- ③ 「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」の普及啓発を通じて、「下請適正取引」の推進を行うものです。

実施体制は、全取協が「下請かけこみ寺本部」として、全ての事業の管理・運営を行い、47の各都道府県下請企業振興協会（以下、「都道府県協会」といいます。）は、地域の拠点として、中小企業の皆様方との接点となる役目を果たしております。

「下請かけこみ寺」事業は、中小企業庁の委託事業です。

<業務の内容>

①各種相談の対応

中小企業の皆様からの取引に関する様々なご相談に、中小企業の取引問題に関する専門家等が親身にお話を伺い、適切なアドバイス等を行います。

②裁判外紛争解決手続（ADR業務）

中小企業の皆様が抱える取引に関する紛争を迅速、簡便に解決するため、全国各地の弁護士が相談者の身近なところで調停手続（ADR）を行います。

③下請ガイドラインの普及啓発

「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」の普及啓発を図るための説明会を、中小企業団体中央会と連携しつつ、全国各地で開催しています。

<公益財団法人全国中小企業取引振興協会 下請かけこみ寺本部>

〒104-0033 東京都中央区新川2丁目1番9号 石川ビル2階

電話：03-5541-6655 FAX：03-5541-6680

<http://www.zenkyo.or.jp>

「下請かけこみ寺」一覧

本部：（公財）全国中小企業取引振興協会 03-5541-6655		フリーダイヤル 0120-418-618	
（公財）北海道中小企業総合支援センター	011-232-2407	（公財）滋賀県産業支援プラザ	077-511-1413
（公財）21あおもり産業総合支援センター	017-723-1040	（公財）京都産業21	075-315-8590
（公財）いわて産業振興センター	019-631-3822	（公財）奈良県地域産業振興センター	0742-36-8312
（公財）みやぎ産業振興機構	022-225-6637	（公財）大阪産業振興機構	06-6748-1144
（公財）あきた企業活性化センター	018-860-5623	（公財）ひょうご産業活性化センター	078-230-8081
（公財）山形県企業振興公社	023-647-0662	（公財）わかやま産業振興財団	073-432-3412
（公財）福島県産業振興センター	024-525-4077	（公財）鳥取県産業振興機構	0857-52-6703
（公財）茨城県中小企業振興公社	029-224-5317	（公財）しまね産業振興財団	0852-60-5114
（公財）栃木県産業振興センター	028-670-2603	（公財）岡山県産業振興財団	086-286-9670
（公財）群馬県産業支援機構	027-255-6504	（公財）ひろしま産業振興機構	082-240-7704
（公財）埼玉県産業振興公社	048-647-4086	（公財）やまぐち産業振興財団	083-922-9926
（公財）千葉県産業振興センター	043-299-2654	（公財）とくしま産業振興機構	088-654-0101
（公財）東京都中小企業振興公社	03-3251-7883	（公財）かがわ産業支援財団	087-868-9904
（公財）神奈川産業振興センター	045-633-5053	（公財）えひめ産業振興財団	089-960-1268
（公財）にいがた産業創造機構	025-246-0056	（公財）高知県産業振興センター	088-845-6600
（公財）長野県中小企業振興センター	026-227-5013	（財）福岡県中小企業振興センター	092-622-6680
（公財）やまなし産業支援機構	055-243-8037	（公財）佐賀県地域産業支援センター	0952-34-4416
（公財）静岡県産業振興財団	054-273-4433	（公財）長崎県産業振興財団	095-820-8860
（公財）あいち産業振興機構	052-715-3069	（公財）くまもと産業支援財団	096-289-2437
（公財）岐阜県産業経済振興センター	058-277-1092	（公財）大分県産業創造機構	097-534-5019
（公財）三重県産業支援センター	059-228-7283	（公財）宮崎県産業振興機構	0985-74-3850
（公財）富山県新世紀産業機構	076-444-5622	（公財）かごしま産業支援センター	099-219-1274
（財）石川県産業創出支援機構	076-267-1219	（公財）沖縄県産業振興公社	098-859-6237
（公財）ふくい産業支援センター	0776-67-7426		
（平成25年4月1日現在）			